



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県スポーツ推進計画（案）

（令和5年度～令和9年度）

～県民の皆様の御意見をお寄せください～

「埼玉県スポーツ推進計画」（案）に対する御意見をお待ちしております。

【意見募集期間】 令和4年10月1日（土）～10月31日（月）

【提出期限】 令和4年10月31日（月）当日消印有効

【意見の提出方法】 巻末の意見提出用の様式の内容を、以下の①～③のいずれかの方法によりお送りください。

① メール a6940-03@pref.saitama.lg.jp メールの件名を「スポーツ推進計画案への意見」としてください。

② 郵送 〒330-9301（住所は省略できます） 埼玉県スポーツ振興課スポーツ連携・企画担当あて

③ FAX 048-830-4967

【留意事項】

- ・ 個人の場合は、御住所（県外在住の場合は県内通勤・通学先市町村名）、お名前を明記してください。
- ・ 法人、その他の団体で御提出いただく場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を明記してください。
- ・ 電話などによる口頭での御意見についてはお受けできません。

● 県民の皆様の御意見をいただき、県議会の議決を経て計画を策定します。

● いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方を公表します。

● 計画案は県のホームページでもご覧いただくことができます。 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/suisinkaigi/spr5.html>

彩の国  埼玉県

目 次

内容

| | |
|------------------------------|--------|
| 第1章 計画の策定に当たって..... | - 1 - |
| 1 はじめに..... | - 1 - |
| (1) 計画策定の趣旨..... | - 1 - |
| (2) 計画の位置付け..... | - 1 - |
| (3) 計画の期間..... | - 1 - |
| 2 本県のスポーツを取り巻く環境の変化..... | - 2 - |
| (1) 社会状況の変化..... | - 2 - |
| (2) スポーツの価値の再確認..... | - 7 - |
| (3) 国・県の動向..... | - 9 - |
| 3 計画におけるスポーツの考え方..... | - 10 - |
| (1) 「スポーツ」の意義..... | - 10 - |
| (2) スポーツを通じた社会課題の解決への期待..... | - 11 - |
| 第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題..... | - 13 - |
| 1 第2期計画の達成状況..... | - 13 - |
| 2 県民のスポーツ活動の状況と課題..... | - 18 - |
| (1) 成人のスポーツ活動..... | - 18 - |
| (2) 障害者のスポーツ活動..... | - 22 - |
| (3) 子供のスポーツ活動..... | - 29 - |
| (4) アスリートの競技力向上..... | - 35 - |
| 3 本県のスポーツ資源の現状と課題..... | - 37 - |
| (1) 立地・自然環境..... | - 37 - |
| (2) 施設..... | - 38 - |

| | |
|---|---------------|
| (3) 団体・人材等 | - 41 - |
| 第3章 計画の基本となる理念と目標 | - 45 - |
| 1 基本理念 | - 45 - |
| 2 基本目標 | - 46 - |
| 【目標1】 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～ | - 46 - |
| 【目標2】 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～ | - 47 - |
| 【目標3】 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展への支援～ | - 48 - |
| 【目標4】 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～ | - 49 - |
| 第4章 スポーツ推進に関する施策 | - 50 - |
| 1 施策の体系 | - 50 - |
| 2 施策の展開 | - 51 - |
| 施策1 スポーツの基盤づくり | - 51 - |
| (1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進 | - 51 - |
| (2) ボランティア等スポーツを支える担い手が活躍する場の充実 | - 52 - |
| (3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備 | - 53 - |
| (4) スポーツに関する情報発信の強化 | - 54 - |
| (5) スポーツにおけるDXの推進 | - 55 - |
| 施策2 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出 | - 57 - |
| (1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実 | - 57 - |
| (2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催 | - 59 - |
| (3) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートを身近に感じる機会の拡大 | - 60 - |
| 施策3 子供・若者のスポーツ活動の充実 | - 61 - |
| (1) 学校体育の充実 | - 61 - |
| (2) 運動部活動の充実と地域移行に向けた支援 | - 64 - |
| (3) 地域におけるスポーツ活動の充実 | - 66 - |
| (4) 青少年の健全育成 | - 69 - |
| 施策4 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実 | - 71 - |

| | |
|--|--------|
| (1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供促進 | - 71 - |
| (2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進 | - 72 - |
| (3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進 | - 73 - |
| 施策5 パラスポーツの機会の充実..... | - 74 - |
| (1) 障害に応じたスポーツの機会の創出..... | - 74 - |
| (2) パラスポーツの推進..... | - 75 - |
| 施策6 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり | - 76 - |
| (1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実 | - 76 - |
| (2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会の準備・開催 | - 77 - |
| (3) 健康増進・健康長寿社会の実現..... | - 78 - |
| 施策7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上 | - 79 - |
| (1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援 | - 79 - |
| (2) アスリートの競技力向上支援..... | - 80 - |
| (3) アスリートの競技継続支援..... | - 82 - |
| (4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実 | - 83 - |
| (5) 支援体制の強化..... | - 84 - |
| (6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進 | - 85 - |
| 施策8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保 | - 86 - |
| (1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化..... | - 86 - |
| (2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止 | - 86 - |
| (3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止 | - 87 - |
| (4) スポーツ事故・スポーツ傷害の防止..... | - 88 - |
| 施策9 スポーツによる共生社会の実現..... | - 89 - |
| (1) 女性の活躍..... | - 89 - |
| (2) パラスポーツの普及、裾野拡大..... | - 91 - |
| (3) 国際交流の促進..... | - 93 - |
| 施策10 スポーツを通じた地域の活性化..... | - 94 - |

| | |
|--|---------------|
| (1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり..... | - 94 - |
| (2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携協働による地域振興..... | - 95 - |
| (3) スポーツの成長産業化..... | - 96 - |
| 第5章 計画の推進体制..... | - 98 - |
| (1) 全庁的な推進体制..... | - 98 - |
| (2) 多様な主体との連携、協働..... | - 98 - |
| (3) 計画の進行管理..... | - 98 - |
| 資料編..... | - 99 - |
| 埼玉県スポーツ推進計画における指標..... | - 99 - |
| スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕..... | - 102 - |
| 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例..... | - 103 - |
| 参考とした主な調査の概要一覧..... | - 104 - |
| 埼玉県スポーツ推進審議会委員名簿..... | - 106 - |
| 埼玉県スポーツ推進計画策定経過..... | - 107 - |

第1章 計画の策定に当たって

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本県では、「埼玉県スポーツ推進計画」(第1期 計画期間：平成25年度～平成29年度、第2期 計画期間：平成30年度～令和4年度(以下、それぞれ「第1期計画」「第2期計画」という。))に基づき、スポーツの振興に取り組んできました。

これまでの計画による成果と課題を検証し、スポーツを巡る状況や基本的な考え方を踏まえ、スポーツを通じて「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指して、この度、新たな「埼玉県スポーツ推進計画(第3期)」(以下、「第3期計画」という。)を策定することとします。

(2) 計画の位置付け

第3期計画は、今後、埼玉県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示すものです。「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」のスポーツの振興に係る部門別計画です。また、スポーツ基本法第10条第1項に定める「地方スポーツ推進計画」と位置付けています。

本県の実情を踏まえた上で、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、市町村、スポーツ関係団体や広く県民からいただいた御意見や埼玉県スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ策定しました。

(3) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5か年を、第3期計画の計画期間とします。

2 本県のスポーツを取り巻く環境の変化

(1) 社会状況の変化

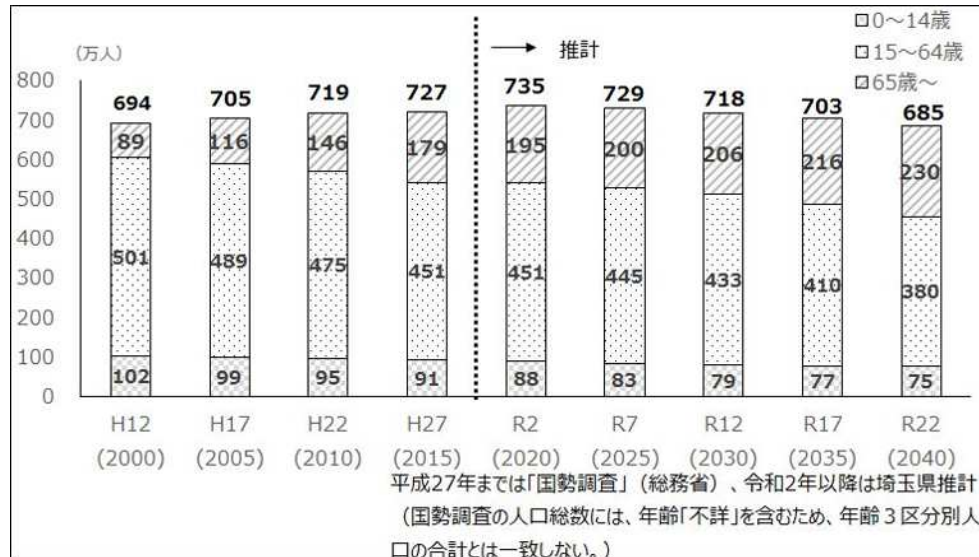
① 人口減少と人口構造の変化

本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきましたが、平成24年（2012年）には自然減に転じています。今後は更に自然減が社会増を上回ることによって人口減少に転じ、そして令和22年（2040年）には700万人を下回ると予想されています。

0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が続く一方で、65歳以上の高齢者は増加が続き、令和22年（2040年）には県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。75歳以上の後期高齢者は、団塊世代の高齢化に伴い、令和12年（2030年）にかけて全国で最も早いスピードで増加し、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えます。

このため、今後、増大が予想される医療・介護ニーズへの対応が大きな課題であることから、健康増進を図り、そして誰もが生きがいを持った生活を送るための手段としてのスポーツの重要性はますます高まっています。

本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



② 家族構成・地域コミュニティの変化

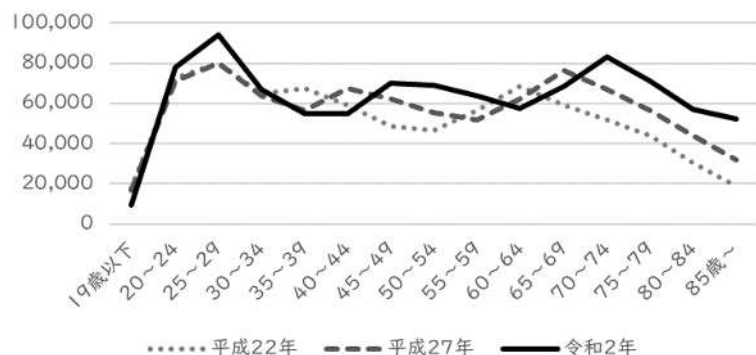
都市化や家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域におけるつながりや支え合いといった人間関係の希薄化による、家族や地域社会の教育力の低下が指摘されています¹。本県は核家族の割合が高く、高齢単身世帯、その他の単身世帯も増えており、世代を越えた交流が減少しています。人口減少や単身世帯が増加する中で、地域社会における活力あるコミュニティを今後も維持していくためには、県民自らが主体的に地域に関わり、県民同士が共に支え合っていくことが求められています。

なお、本県の在留外国人数は、令和3年12月末現在で約20万人です。外国人住民と共に地域で生活することは一般的になり、多文化共生を取り巻く状況も様々に変化しています。

スポーツには、人々を結びつける力があります。スポーツの力を活用することで、新たな人の流れや共に地域を担う外国人との交流、地域でのにぎわいが創出され、地域の活性化につながることを期待されています。

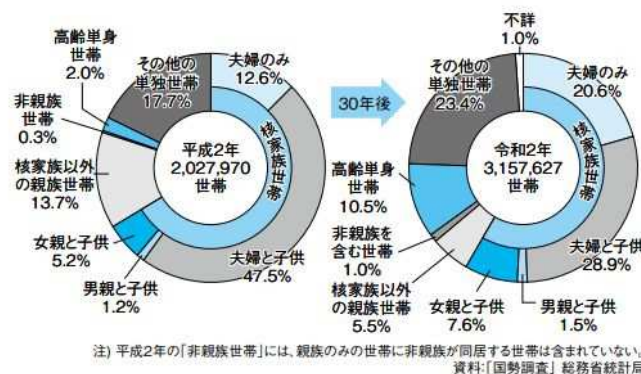
世帯主の年齢階級別、単身世帯数年次推移

(単位：人)



国勢調査統計から埼玉県作成

家族類型別一般世帯構成比の変化



埼玉県内在留外国人数 (単位：人)

| | |
|--------|---------|
| 平成27年末 | 139,656 |
| 令和3年末 | 197,110 |
| 増減数 | +57,454 |

出入国在留管理庁在留外国人統計から
埼玉県作成

¹ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申) (平成27年12月21日 中央教育審議会)

参考 URL https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

③ 健康状態の変化

人生 100 年時代を迎え、いかに健康に長生きするか、つまり健康寿命²が重要視されるようになりました。本県の健康寿命は、令和 2 年（2020 年）に、男性 17.87 年、女性 20.66 年となっています。男女とも緩やかな上昇傾向が続き、この 10 年間で、男性は 1.13 年、女性は 0.98 年延びています。この間の平均寿命は、男性は 1.63 年、女性は 1.25 年延びています。健康寿命が延びている一方で、健康寿命と平均寿命との差は縮まっていません。

健康寿命を延伸し、できるだけ長く健康的な生活を送るために、スポーツを通じて健康で生き生きと活力に満ちた長寿社会を構築していく必要があります。

埼玉県における健康寿命の推移（埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」による [衛生研究所]）



健康寿命と平均寿命の差（埼玉県健康長寿計画（第3次）による）

| 区分 | 男性 | | | 女性 | | |
|------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 2010年 | 2020年 | 延伸 | 2010年 | 2020年 | 延伸 |
| 平均寿命 | 79.71 | 81.34 | 1.63 | 85.93 | 87.18 | 1.25 |
| 健康寿命 | 16.74 | 17.87 | 1.13 | 19.68 | 20.66 | 0.98 |

² 65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまでの期間）。健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようになるのが目的。

④ ライフスタイル・行動様式の変化・多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが進み、時間や場所を有効に活用した柔軟な働き方が可能となるなど、人々の働き方が多様化しました。また、大勢の人が集まる機会も減少し、外出を控えるなど多くの人々のライフスタイルが変化しています。テレワークで増えた余暇を有意義に過ごすため、また、外出を控えることによる運動不足やストレス解消のためにスポーツの需要が高まりました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が未曾有の危機をもたらす一方で、そうした危機への対応がデジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させ、新たな社会生活への変革が進む契機ともなっています。人々の直接的な交流の自粛が余儀なくされた一方で、デジタル技術を介した人々の交流が進展しました。スポーツにおいては、オンラインでのスポーツ教室やスポーツ大会(eスポーツ、バーチャルスポーツ)が開催されるなどの新しい動きが進んでいます。また、デジタル技術を活用したトレーニングも注目を集めています。

⑤ 共生社会の実現に向けた変化

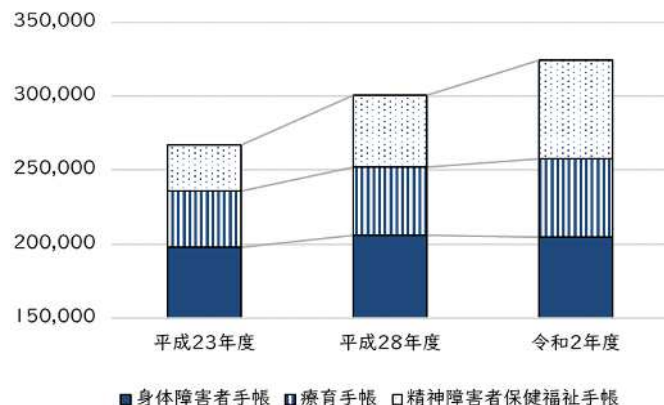
「多様性と調和」を理念の一つに掲げ共生社会の実現を目指した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、多くの人々にその重要さと素晴らしさを実感させ、その実現に向けた社会的機運が高まりました。例えば、IOC³による出場選手の枠によれば、参加するアスリートの約49%が女性であり、史上初のジェンダー・バランスのとれた大会となりました。今後、女性アスリートが抱える課題を認識し、適切な支援を行うことは、スポーツ分野にとどまらず、社会全体の女性活躍に関する取組にも良い影響を与えるものとなります。LGBTQ⁴アスリートであることを公表したオリンピックは186名、パラリンピアンは36名となり、トランスジェンダーである選手が初めて自認する性別で出場しました。性的マイノリティLGBTQの方への社会的理解も進み、パートナーシップ制度を採用する自治体⁵も増えました。

また、第2期計画の期間中、国においては、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正などが行われ、障害の有無にかかわらず活躍できる社会の実現に向けた法整備が進みました。県では、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、障害のある方もない方も地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる「共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

多様な人々が参加し、共に活動できるスポーツは、共生社会の実現のための仕組みとして、大きな役割を果たすことが期待されています。

埼玉県内障害者手帳の交付状況

(単位・人)



埼玉県福祉部障害者福祉推進課『障害者の福祉ガイド』から埼玉県作成

³ IOC…International Olympic Committee、国際オリンピック委員会

⁴ LGBTQとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。

⁵ 導入自治体数 147自治体（2022年1月4日時点、内閣府男女共同参画局「地方公共団体におけるパートナーシップに関する制度の状況」）

参考 URL <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>

(2) スポーツの価値の再確認

① ラグビーワールドカップ2019日本大会⁶（以下「RWC2019」）の開催

令和元年（2019年）にRWC2019が開催されました。アジア初の開催となるラグビーワールドカップに日本中が熱狂に包まれました。本県ではこの大会に向けて全面改修を行った熊谷ラグビー場で3試合が開催され、3試合合計で約72,000人の観客が世界最高峰の試合を観戦しました。県及び関係団体との連携により円滑な観客輸送を実現したほか、地元の小中学生らによる出場国の国歌の斉唱、熊谷駅前での祭ばやしでの歓迎、ボランティアの方々による丁寧な案内は、心のこもった「おもてなし」として、海外から来場した選手やファンに大きな感動を与えました。また、当大会のレガシー⁷として、「埼玉パナソニックワイルドナイツ」の本拠地移転やラグビー試合数の増加など、県民がスポーツに親しむ機会の増加へとつながっています。県は、地元自治体や関係団体とワンチームで、ラグビーを通じた地域の活性化や魅力の発信に取り組んでいます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの県民が参加する地域スポーツ活動や部活動の大会、アスリートの強化活動、県内を本拠地とするプロスポーツチームのほか、国内トップレベルの実業団やクラブチーム（以下、「プロ・トップスポーツチーム」という。）の活動など、様々なスポーツ活動の自粛が余儀なくされました。一方、こうした状況を打開するために、各関係団体において、感染症対策をはじめ様々な工夫を凝らし、人々や社会を勇気づけ、スポーツ活動を通じた日常を取り戻す取組を続けてきました。

新型コロナウイルスの影響により、スポーツが、いわば「不要不急」のように扱われ、日々の生活から失われる、制限されることで、個人の問題としては、体力、心身の健康状態の低下、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じました。また、社会の問題としては、スポーツを核にした地域における交流の不足、企業収益の低下など社会活動に様々な悪影響が及びました。スポーツの喪失・制限により様々な影響が顕在化したことで、逆に、スポーツが、日頃、私達の生活や社会に活力を与えるなど、優れた効果を及ぼす重要な価値を持つことが改めて示されました。

⁶ 2019年に日本国内で開催された第9回ラグビーワールドカップ。大会は2019年9月20日～11月2日の日程で、熊谷ラグビー場を含む全国12の会場で開催された。

⁷ 英語で「遺産」を意味する言葉。大会やイベント終了後も継続して行われる長期的な良い影響、継続的な取組を指す。

なお、IOCが策定したOlympic Legacy and Impactsでは、オリンピックの開催を契機として社会にもたらされ、その後持続する「長期にわたる、特にポジティブな影響」のことを「オリンピック・レガシー」と定義している。オリンピック・レガシーの分野としてスポーツ、社会、環境、都市、経済の5分野を挙げている。

③ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会⁸（以下、「東京 2020 大会」）の開催

令和 3 年（2021 年）に、大会開催の是非を含め様々な声が寄せられた中で、大部分の競技を無観客として東京 2020 大会が開催されました。そのような困難な状況下でも、トップアスリートが全力で競技に挑む姿は多くの人に感動をもたらしました。また、選手たちが励まし称え合う姿に、スポーツの持つ素晴らしさを再確認しました。新型コロナウイルスの影響により、ホストタウンなどの交流事業は十分に実施できませんでしたが、人々のスポーツへの関心や熱意が高まりました。

また、オリンピック・パラリンピックが一体となった大会実施により、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が競い合い、そして互いを認め合う場となったことから、多様性と調和を目指す共生社会を育むきっかけとなりました。特に、女子選手の割合が過去最多となったほか、史上最多の L G B T Q 選手が出場するなど、これまでで最も多様性のある大会となりました。

一方で、SNS 等による誹謗中傷への厳格な対応やハラスメントの防止など、様々な脅威に対する弛まない取組の必要性が再認識されました。

⁸ 2021 年夏季に開催されたオリンピック・パラリンピック大会。オリンピックは 2021 年 7 月 23 日～8 月 8 日の日程で、パラリンピックは 2021 年 8 月 24 日～9 月 5 日の日程で開催された。埼玉県でもオリンピック 4 競技（バスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃）とパラリンピック 1 競技（射撃）が開催された。

(3) 国・県の動向

① 第3期スポーツ基本計画（国）

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針です。令和4年3月には第3期スポーツ基本計画が策定されました。今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた計画となっています。

この第3期スポーツ基本計画は、前計画（第2期スポーツ基本計画）の基本方針を踏襲しつつ、「東京2020大会のレガシーの継承・発展に資する重点施策」、「新たな3つの視点（① スポーツを「つくる／はぐくむ」、② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③ スポーツに「誰もがアクセス」できる）」を踏まえた具体的な12の施策が盛り込まれています。

② 埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～

本県は、県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を令和4年3月に策定しました。本5か年計画は、少子高齢化、激甚化・頻発化する災害、デジタル技術の進展など時代の転換期に対応し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すものです。

本県では、令和4年度から5年間にわたるこの計画を県政運営の基本計画として、個別の行政計画の上位に位置付け、各分野における施策を展開することとしています。「支え合い魅力あふれる地域社会の構築」に向けて、スポーツの分野についても、「スポーツの振興」の施策が盛り込んでいます。

3 計画におけるスポーツの考え方

(1) 「スポーツ」の意義

スポーツ基本法の前文では「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とした上で、スポーツの定義を「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。

スポーツは、専用の施設に行き、あるいは、チームや団体に所属し、専用の道具を揃えて行うものと考えられる人がいるかもしれませんが。また、高いレベルの技術や意欲が必要と感じる人や、日常生活とはあまり関係のないものとして捉える人がいるのも事実です。その一方で、一人で手軽にできるウォーキング、ストレッチ、軽い体操、ヨガや、自然と親しむ登山、トレッキング等を行う人も増えています。スポーツは、ルールのある競技としてのスポーツのほか、ハイキング、サイクリング、仲間との交流を目的としたレクリエーション、気分転換やストレス解消のための散歩や軽い体操等も含まれた幅広いものです。

「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものです。スポーツには人生を楽しく、健康的で毎日をいきいきと過ごすための力があります。スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な関わり方を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、日常生活において、充実したスポーツライフを送ること“Sports in Life、スポーツインライフ”の実現が望まれます。

なお、この第3期計画では、高いレベルの競技から楽しみながら体を動かすことまでを広く「スポーツ」として捉えています。

スポーツを「みる」ことは、限界に挑戦するアスリートの姿に触れ、感動し、勇気や明日への活力が湧くなど、人生をより豊かにする、人生を前向きに捉えるための大きなきっかけとなります。

スポーツを「ささえる」ことは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味し、指導者や審判等、スポーツの専門家となってスポーツを支援するほか、通訳等の大会運営ボランティアやサポーター等、スポーツに関わる様々な活動を通じて自己実現を図るとともに、人と人との絆を強くすることにも寄与します。

「みる」ことをきっかけに「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことにつながったりと、スポーツへの関わり方に好循環が生まれ、更にスポーツの楽しさを深めることができます。スポーツを「する」ことで、誰かに喜びや夢、勇気や感動を与えられる可能性があります。観戦、応援のようにスポーツを「みる」「ささえる」ことを通じて、スポーツを「する」人の力になることができるのです。

(2) スポーツを通じた社会課題の解決への期待

① 共生社会の実現

スポーツは年齢、性別、国籍、人種や文化や障害の有無にかかわらず、全ての人が分け隔てなく親しむことができるものです。スポーツを通じて他人への理解、共感、敬意を育てていくことで、心のバリアフリーや地域住民の支え合い推進、ボランティア活動の活発化や寄附文化が醸成されるなど、スポーツが共生社会の実現に貢献することが期待されています。

② 青少年の健全な育成

スポーツは身体の健全な成長を促します。また、スポーツによる仲間との交流を通じて、豊かな人間関係を築く力や他人への思いやりの心を育むほか、フェアプレーの精神や自らの限界に挑戦するための克己心を身に付けられるなど、スポーツによる青少年の健全な育成が期待されています。

③ 健康増進・健康長寿社会の実現

人生100年時代⁹を見据えて、あらゆる年齢の人々の健康的で文化的な生活を確保する必要があります。スポーツを無理なく、楽しみながら適切に継続して行うことは、全世代における心身の健康増進につながります。また、生活習慣病の予防にも効果があります。特に、高齢者が適度なスポーツを実施することで、加齢による筋力低下や、運動器障害を防止し、介護予防につながります。これらの実践により、医療費の抑制や健康寿命の延伸につながるなど、スポーツが健康長寿社会の実現に貢献することが期待されています。

④ 企業等の活性化

働き方やライフスタイル等の多様性の進展に伴い、従業員の健康に配慮し、生産性の向上を図る「健康経営」が重視されるようになってきました。「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、従業員の健康増進が組織の従業員の活力向上や生産性の向上に寄与し、結果として企業の価値の向上につながるという考え方です。企業や団体等によるスポーツの習慣づくりを通じ、働く人の活力向上や健康増進及び健康寿命の延伸はもとより、企業全体の活性化への貢献も期待されています。

⁹ ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットン（Lynda Gratton）教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の2007年（平成19年）生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとされている。

⑤ 地域の活性化

スポーツには人を元気づけ、人を結びつける力があります。人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティの強化や地域の魅力づくり等、スポーツによる地域の活性化が期待されています。

本県は多彩なスポーツ施設や豊かな自然、プロ・トップスポーツチーム等が集積するなど、スポーツ資源に恵まれています。スポーツ施設や自然環境等、豊富な地域のスポーツ資源を生かした多様なスポーツ大会・イベントの開催やスポーツチームとの連携推進により、地域でのにぎわいや経済効果の創出、スポーツ活動の活発化によるスポーツ関連市場の拡大が図られることも期待されます。

第2章 本県におけるスポーツの現状及び課題

1 第2期計画の達成状況

平成30年3月に策定した第2期計画は、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念として、スポーツを通じて埼玉県がより活力ある県となることを目指して策定されました。第2期計画では7つの指標を設定し、その達成に向けて取り組みました。

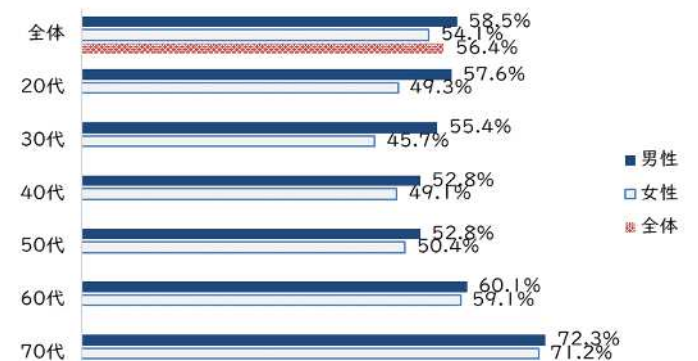
① 【指標1】週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合

- 目標値「65.0%以上」に対し、令和3年度は56.2%となっています。様々なスポーツ大会やイベントの開催、レクリエーション活動の普及等により、全体的にスポーツ実施率は上昇傾向にあるものの、目標には達していません。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度と比較してスポーツ実施率が減少しています。¹⁰
- 年代別にみると20歳代～50歳代の実施率が低く、働き盛り世代・子育て世代の実施率の向上が課題となっています。また、男性と比較して、女性のスポーツ実施率が低い傾向があります。



埼玉県「県政世論調査」

(参考)成人の週1回以上運動・スポーツをする者の割合(全国、R3)



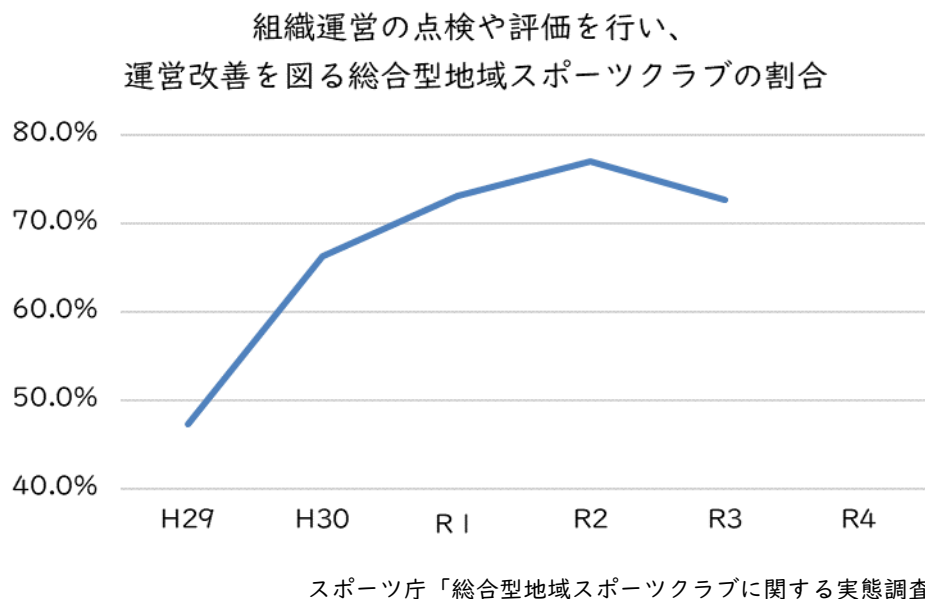
スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

¹⁰ 令和3年度県政世論調査

参考 URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/yoron/yoron2021-hokoku.html>

② 【指標2】組織運営の点検や評価を行い、運営改善を図る総合型地域スポーツクラブ¹¹の割合

- ・ 目標値「70.0%以上」に対し、令和3年度は72.7%となっています。令和元年度に目標値を達成し、その後も割合は増加しました。PDCAサイクルにより運営の改善・充実を図る総合型地域スポーツクラブの増加により、質的な充実が図られています。
- ・ 今後は、令和4年4月から運用が開始された総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を通じて、総合型地域スポーツクラブの客観的・質的な向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組の促進が求められます。また、国の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」¹²提言のとおり、運動部活動の地域移行における実施主体として、総合型地域スポーツクラブの組織基盤の確保や活動環境の整備、学校との連携が求められています。



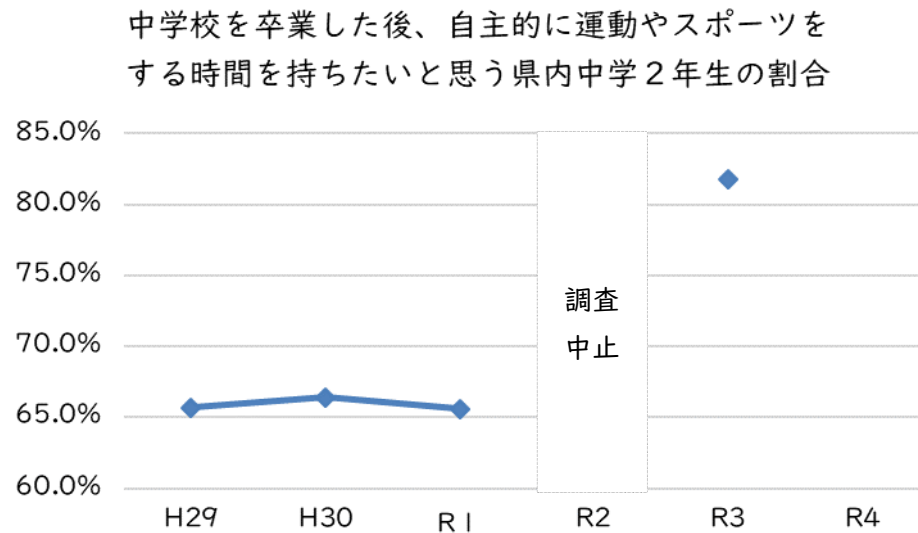
¹¹ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

¹² スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」

参考URL https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm

③ 【指標3】 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合

- ・ 目標値「80.0%以上」に対し、令和3年度は81.8%¹³となっています。
- ・ 目標値は達成しましたが、将来多くの子供たちが継続的にスポーツに親しむ機会を持つことができるよう、更に割合を増加させる必要があります。児童及び生徒の特性に合わせた指導を通じ、スポーツの楽しさや面白さを実感できるようにしていくとともに、総合型地域スポーツクラブの充実など、学校外の地域でのスポーツができる場を設けることが必要です。



スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

¹³ 令和2年度は、指標数値算出根拠となる調査（スポーツ庁・全国体力・運動能力、運動習慣等調査）が実施されなかったため、データなし。なお、当該設問への選択肢は、令和元年度調査までは3択（思う、思わない、分からない）、令和3年度調査からは4択（思う、やや思う、あまり思わない、思わない）となっている。

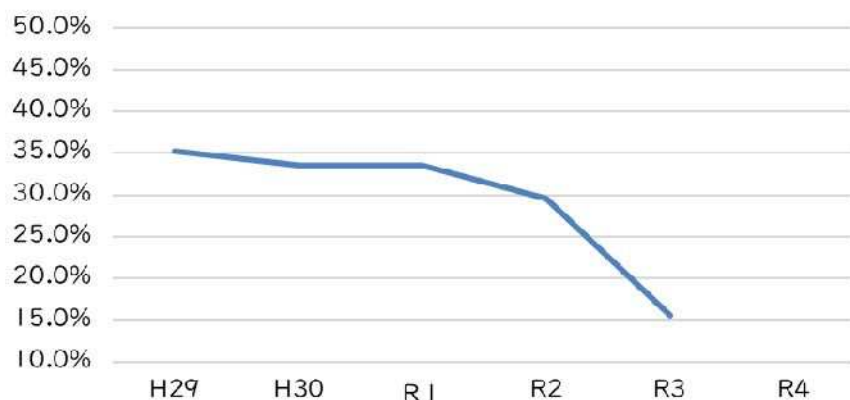
④ 【指標4】過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合

- ・ 目標値「50.0%以上」に対し、令和3年度は15.5%となっています。ほぼ横ばいの状況が続いており、目標値には届いていません。
- ・ 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツイベントの中止や外出の自粛の要請、無観客試合が開催されるなど、スポーツを観戦する機会が減少しました。ウィズコロナ・ポストコロナ社会を踏まえ、安心・安全にスポーツを観戦できる仕組みや方法を確立していく必要があります。

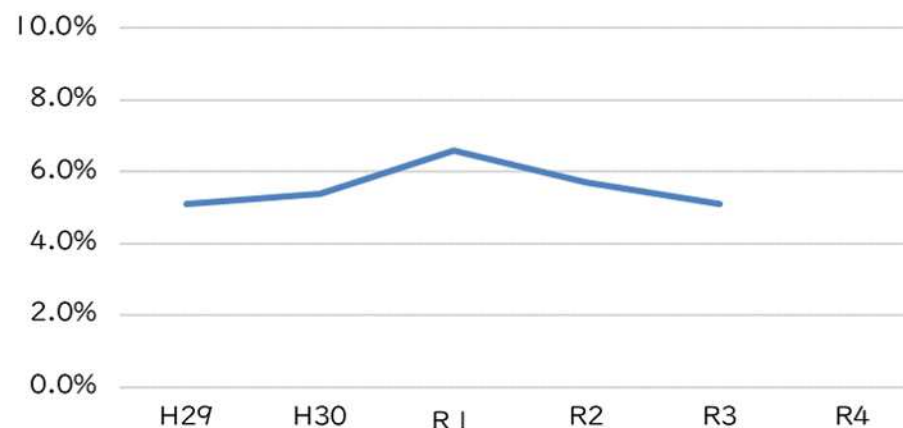
⑤ 【指標5】スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合

- ・ 目標値「10.0%以上」に対し、令和3年度は5.1%となっています。
- ・ ほぼ横ばいの状況が続いており、目標値には届いておりません。指標4と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア活動を行う機会も減少しています。今後、スポーツボランティアの参画を促進するにあたっては、感染症対策等の安全・安心への配慮の検討が必要です。引き続き、県民のスポーツ活動のサポート役としてのボランティア活動を活発化させるため、ボランティア活動の重要性ややりがいを周知するとともに、広く参加可能なボランティア情報を発信することが求められます。

過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合



スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合



埼玉県「県政サポーターアンケート」

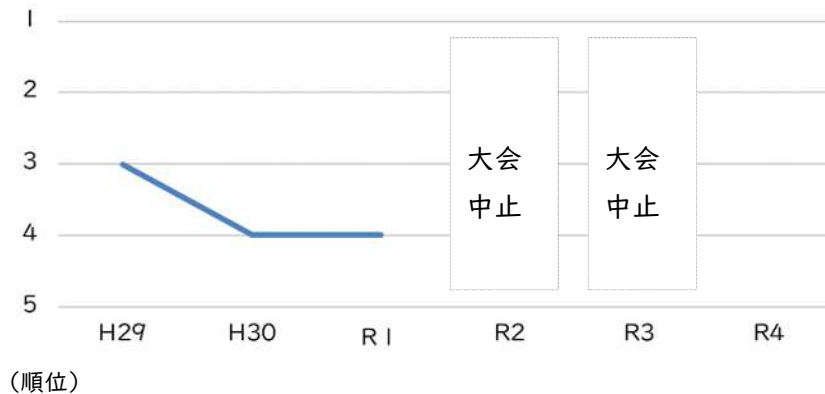
⑥ 【指標6】 国民体育大会における男女総合成績（天皇杯）

- ・ 目標値「3位以上」に対し、平成30年度、令和元年度は「4位」でした（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止）。目標は未達成ですが、開催地を除いた順位では、平成30年度は、東京、大阪に次ぐ第3位、令和元年度は東京、愛知に次ぐ第3位と健闘しています。今後も、トップアスリートへの支援に加え、指導者の資質向上等の競技力向上のための施策の推進が必要です。

⑦ 【指標7】 国際大会における埼玉県ゆかりの選手

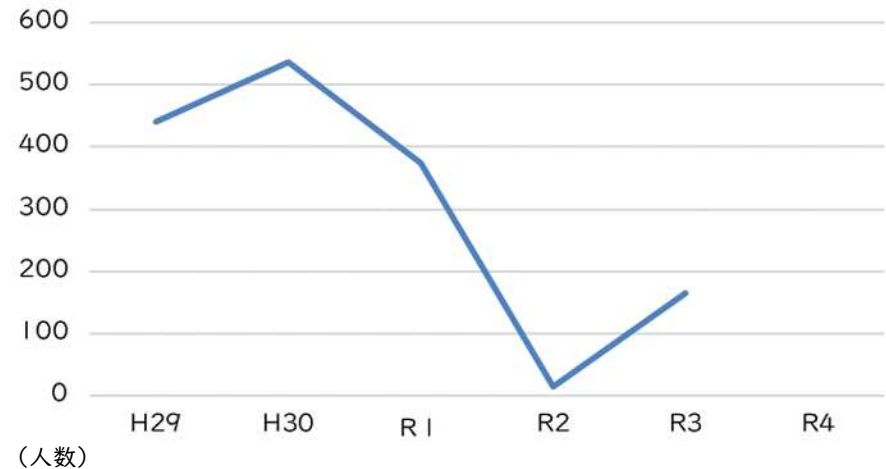
- ・ 目標値「500人以上」に対し、平成30年には「537人」と目標を達成しました。その後は、新型コロナウイルス感染症拡大による国際大会の中止等を受け、大きく減少しております。今後も、ジュニアからトップアスリートまでの首尾一貫した競技力向上の施策の推進が必要です。

国民体育大会における男女総合成績
（天皇杯）



※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止

国際大会における埼玉県ゆかりの選手



埼玉県スポーツ振興課調べ

2 県民のスポーツ活動の状況と課題

(1) 成人¹⁴のスポーツ活動

① スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合

県政世論調査（令和3年度）によると、1年間にスポーツを週に1回以上行う20歳以上の県民の割合（スポーツ実施率）¹⁵は令和3年時点で56.2%であり、第2期計画の目標値である「65.0%以上」には到達していません。スポーツを「週に1回以上」実施した割合を年代別にみると、20～50歳代である「働き盛り世代」「子育て世代」の実施率が低くなっています。さらに、性別別にみると、「女性」の実施率が低くなっています。

■ 課題

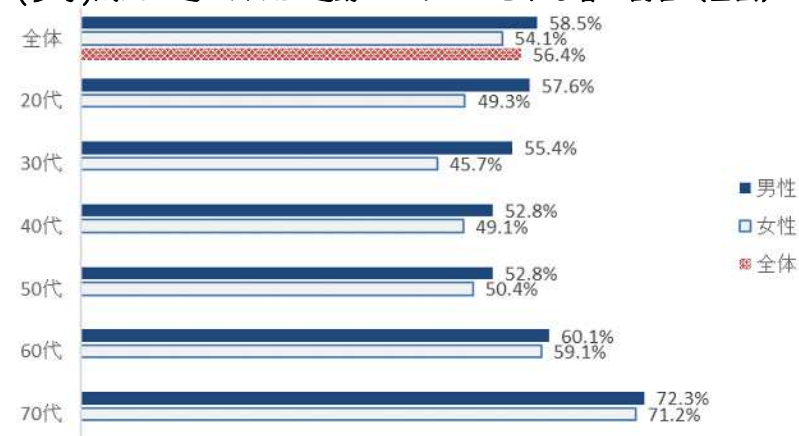
県民誰もが生涯にわたって継続して健康や体力を維持するためには、スポーツ実施率が低い「働き盛り世代」「子育て世代」「女性」をターゲットにした効果的な対応が求められます。

スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合（埼玉県）



埼玉県「令和3年度県政世論調査」

(参考)成人の週1回以上運動・スポーツをする者の割合（全国）



スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和3年度）

¹⁴ 成人には、障害者の方も含む。

¹⁵ 民法の改正により、2022年4月から成人の年齢が20歳から18歳に引下げられた。第2期計画では、1年間にスポーツを週に1回以上行う「20歳以上」の県民の割合を指標としていたことから、本項では、「20歳以上」の状況について記載する。

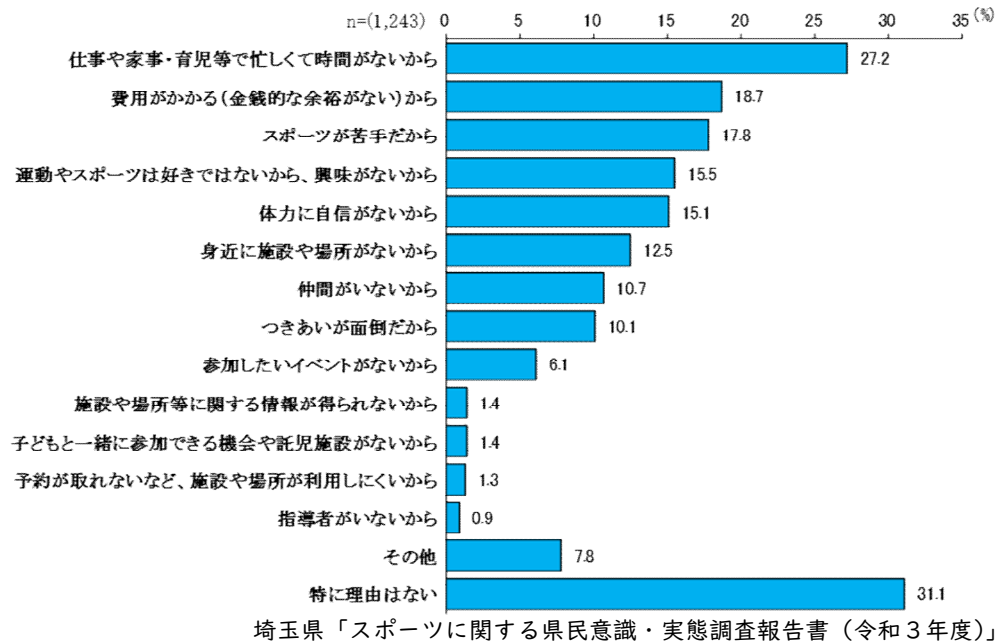
② 週1回以上スポーツをする機会がなかった（しなかった）理由

週1回以上スポーツをする機会がなかった理由は、「仕事や家事・育児等で忙しくて時間がないから」（27.2%）が最も多く、次いで、「費用がかかる（金銭的な余裕がない）から」（18.7%）、「スポーツが苦手だから」（17.8%）、などとなっています。

■ 課題

仕事や家事・育児等で忙しく時間がない「働き盛り世代」「子育て世代」に、職場や仕事・家事の合間でもスポーツに触れるきっかけを作り、何よりもスポーツの「楽しさ」や「喜び」を感じてもらうことが重要です。このためには、通勤時間や休憩時間に気軽に取り組めるスポーツの紹介や、スポーツに親しむ余暇時間を増やすための環境づくりや意識啓発等の推進が求められます。また、スポーツをあまり経験していない人を含め、より多くの人にスポーツを身近に感じていただき、更にスポーツに親しんでいただけるよう、レクリエーションや様々なスポーツに触れる機会を拡大・充実していくことも重要です。

「スポーツをしない理由」（成人）



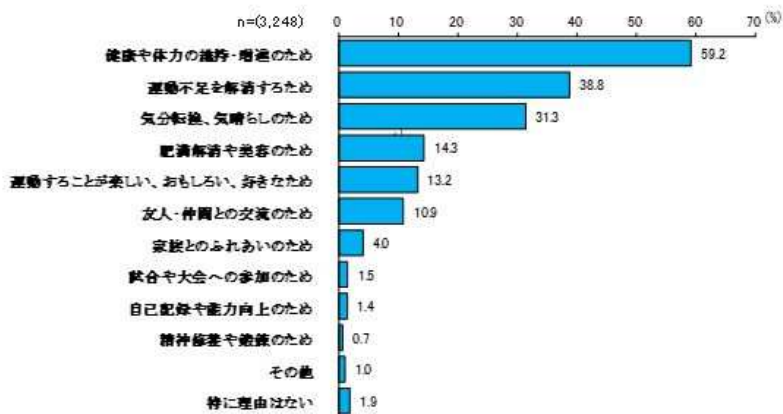
③ スポーツをする理由

令和3年度に実施した「スポーツに関する県民意識・実態調査（以下「実態調査」という。）」によると、運動やスポーツをする理由は、「健康や体力の維持・増進のため」（59.2%）が最も多くなっています。第2期計画策定に際して、平成28年度に実施した「埼玉県民のスポーツに関する意識・実態調査」の結果（61.1%）とほぼ同じ割合です。年代別に見ると、全ての年代で「健康や体力の維持・増進のため」が多く、年代が上がるほど、その割合は増えています。60歳以上では、73.9%と高い割合を示しており、高齢になるほど健康や体力への関心が高まっています。一方で、20歳代から30歳代の若い世代では、「気分転換、気晴らしのため」との理由が他の世代と比較して高くなっています。スポーツの語源「Deportare」とは、「運び去る」の意であり、転じて、仕事や家事といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指しています。本来、スポーツは人生をより楽しめるものに、そして健康的で生き生きとしたものとするためにあるべきものです¹⁶。

■ 課題

「運動することが楽しい、おもしろい、好きだから」との回答が、13.2%と低い割合にとどまっていることから、今後、スポーツ実施率を向上させるためには、スポーツの持つ本来の魅力、楽しさや喜びが実感できる取組が求められます。そして、多くの県民がスポーツを継続的に楽しむためには、無理のないやり方でスポーツをすることが必要です。そのためには、スポーツをする際の正しい知識の啓発とともに、十分な知識と技術を持つ指導者の育成と活用が重要になります。

スポーツをする理由（成人）



スポーツをする理由（成人・年代別）

| | 調査数 | 健康や体力の維持・増進のため | 運動不足を解消するため | 気分転換、気晴らしのため | 肥満解消や美容のため | 運動することが楽しい、おもしろい、好きのため | 友人・仲間との交流のため | 家族とのふれあいのため | 試合や大会への参加のため | 自己記録や能力向上のため | 精神修養や鍛錬のため | その他 | 特に理由はない |
|--------|------|----------------|-------------|--------------|------------|------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|-----|---------|
| 全体 | 3248 | 59.2 | 38.8 | 31.3 | 14.3 | 13.2 | 10.9 | 4.0 | 1.5 | 1.4 | 0.7 | 1.0 | 1.9 |
| 20-29歳 | 430 | 43.3 | 33.3 | 38.6 | 18.6 | 19.3 | 15.6 | 3.5 | 2.8 | 1.9 | 0.9 | 0.7 | 2.1 |
| 30-39歳 | 610 | 45.9 | 40.2 | 33.9 | 23.1 | 12.7 | 10.2 | 8.0 | 1.4 | 1.6 | 1.6 | 0.4 | 1.6 |
| 40-49歳 | 614 | 51.5 | 38.3 | 32.7 | 19.2 | 10.9 | 8.8 | 6.2 | 1.3 | 1.5 | 0.5 | 1.0 | 2.3 |
| 50-59歳 | 458 | 59.8 | 33.8 | 31.4 | 13.3 | 14.6 | 7.4 | 3.3 | 1.3 | 1.3 | 0.7 | 2.2 | 3.1 |
| 60歳以上 | 1236 | 73.9 | 42.2 | 26.9 | 7.0 | 11.8 | 11.8 | 1.7 | 1.3 | 1.1 | 0.3 | 0.8 | 1.4 |

埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査報告書（令和3年度）」

¹⁶ 参考・スポーツ庁広報 WEB マガジン DEPORTARE
参考 URL <https://sports.go.jp/>

④ スポーツの現地観戦割合・スポーツに関するボランティアに参加した割合

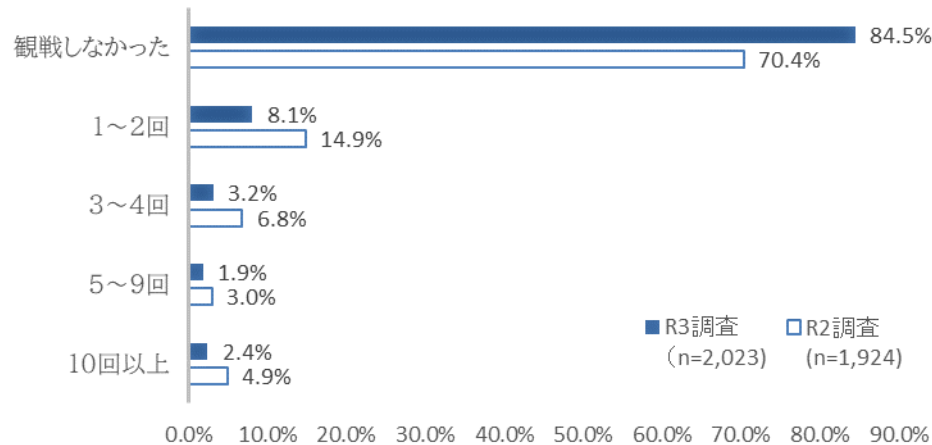
県政サポーターアンケートによると、過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ、アマを問わず）を実際に会場で「観戦した」と回答した人の割合（スポーツの現地観戦割合）は、例年3割程度にとどまります（平成30年度、令和元年度とも約3割。なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、実観戦率は非常に低い状況）。

スポーツに関するボランティア（スポーツイベントやスポーツの指導への協力等）に参加した人の割合は約5%ですが、当該活動を「行いたい」と思っている人の割合は約3割であり、スポーツの現地観戦をした人と同程度の割合となっています。

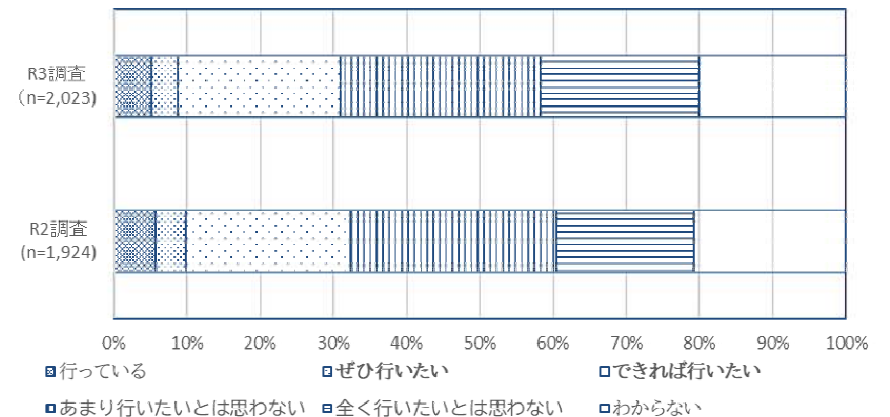
■ 課題

スポーツ参画人口の拡大に向けては、「する」スポーツに加えて、「みる」、「ささえる」というスポーツへの幅広い関わり方を積極的に提案していく必要があります。スポーツ観戦やスポーツボランティア活動をより活発にするためには、魅力あるスポーツ大会やイベントの開催、スポーツ関連情報の積極的な発信が求められます。また、スポーツボランティアの育成を推進するため、研修の充実も重要です。

過去1年間のスポーツの現地観戦割合



スポーツに関するボランティアに参加した割合



※R3結果 「ぜひ（できれば）行いたい」・・・25.9%
「あまり（全く）行いたいとは思わない」・・・49.0%
埼玉県「県政サポーターアンケート」

(2) 障害者のスポーツ活動

① 週1回以上のスポーツ実施率

スポーツ庁の調査によると、全国における週1回以上の障害者（成人）のスポーツ実施率（モニター）は、31.0%（令和3年度）となっており、全国における成人全般の実施率の56.4%と比較して25ポイント近く低くなっています¹⁷。

■ 課題

東京2020大会のパラリンピックのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたこと等により、多様なパラアスリートによる多様な競技での活躍が県民の目に触れました。今後、日常生活においてパラスポーツ¹⁸が身近に感じられる社会を実現し、障害者のスポーツ実施につなげる必要があります。

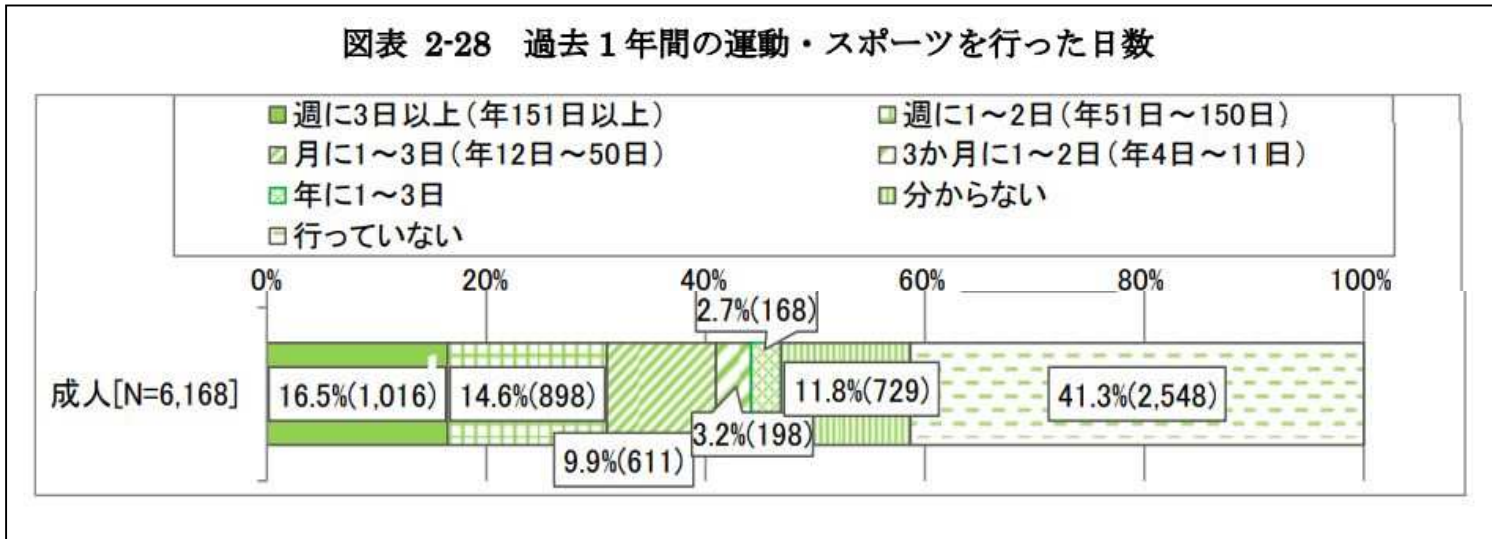


¹⁷ スポーツ庁ホームページから引用 参考URL https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371920.htm

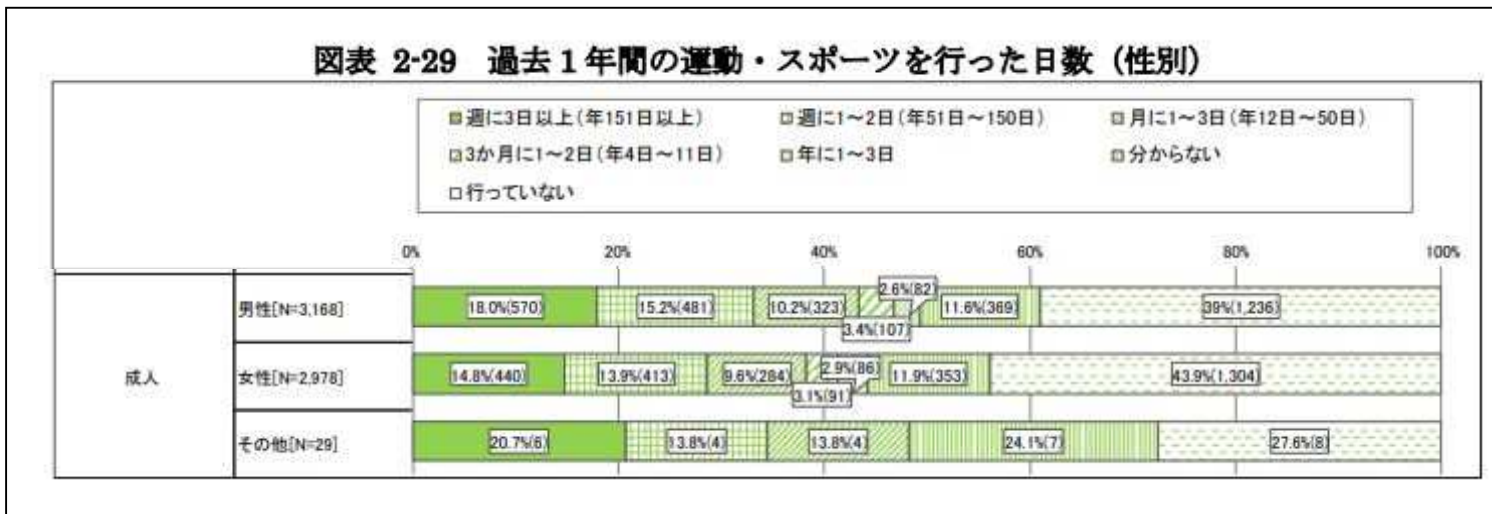
¹⁸ 本計画における「パラスポーツ」「障害者スポーツ」の用語の取扱いについては、28ページ脚注を参照

(参考・スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」 結果)¹⁹

図表 2-28 過去1年間の運動・スポーツを行った日数



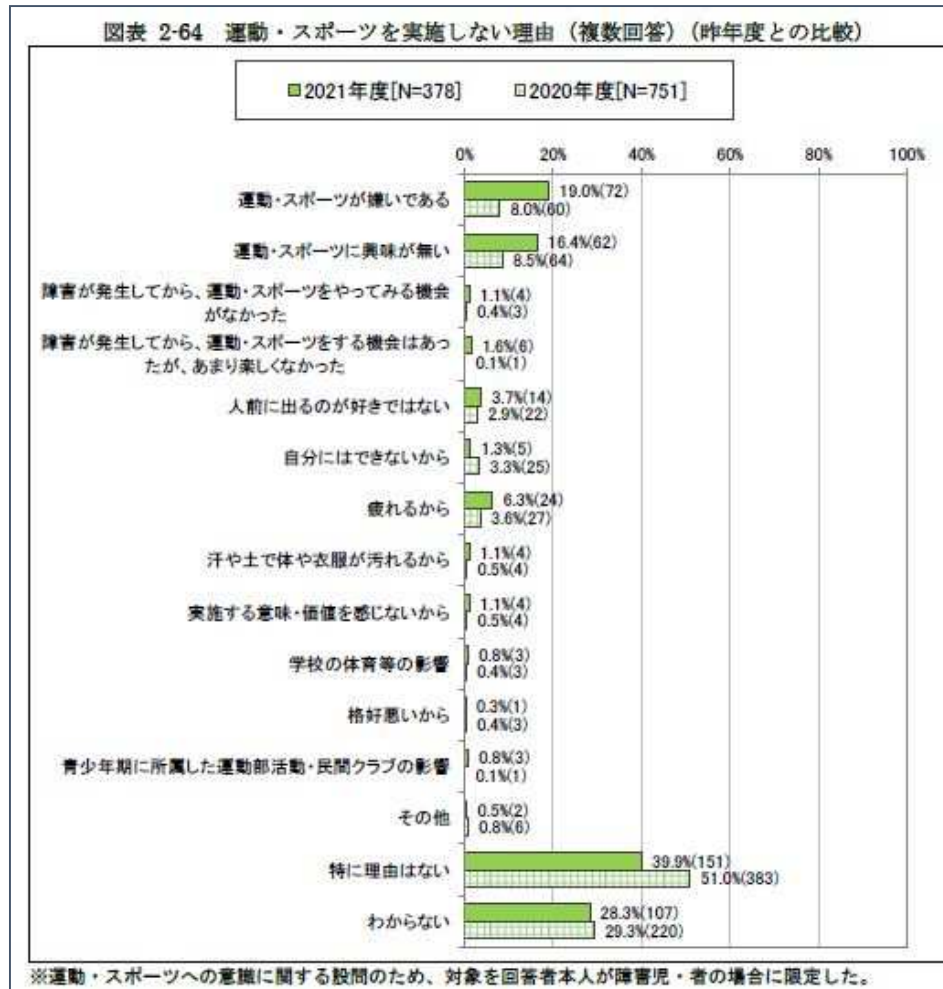
図表 2-29 過去1年間の運動・スポーツを行った日数(性別)



¹⁹ スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」 令和4年3月
 参考 URL https://www.mext.go.jp/sports/content/20220510-spt_kensport01-000022439_23_2.pdf

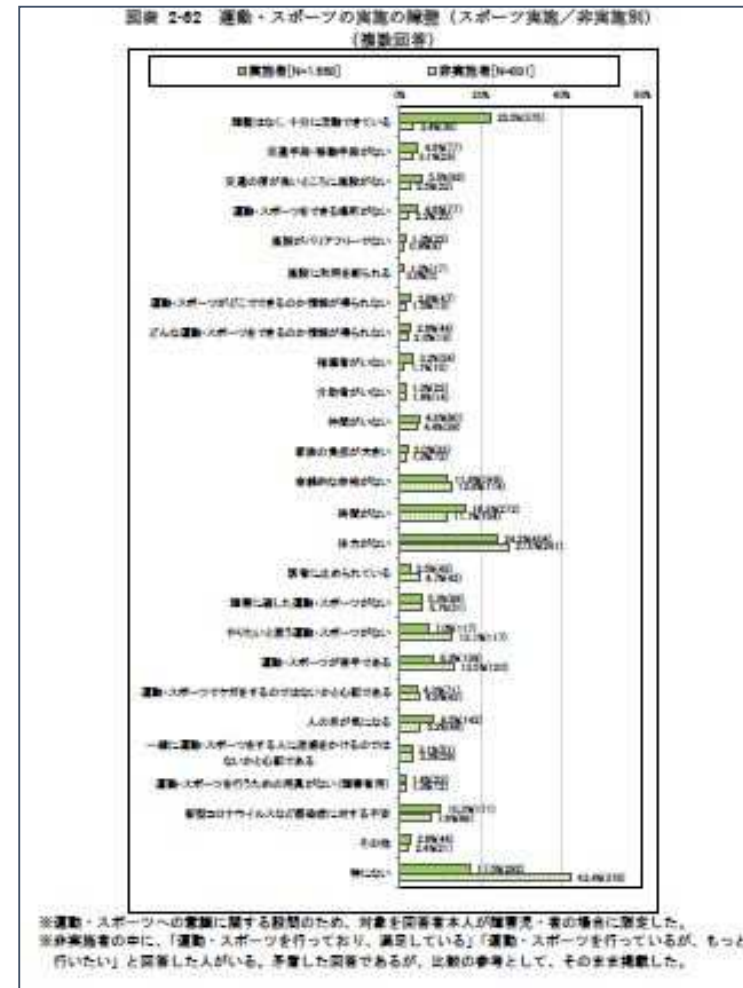
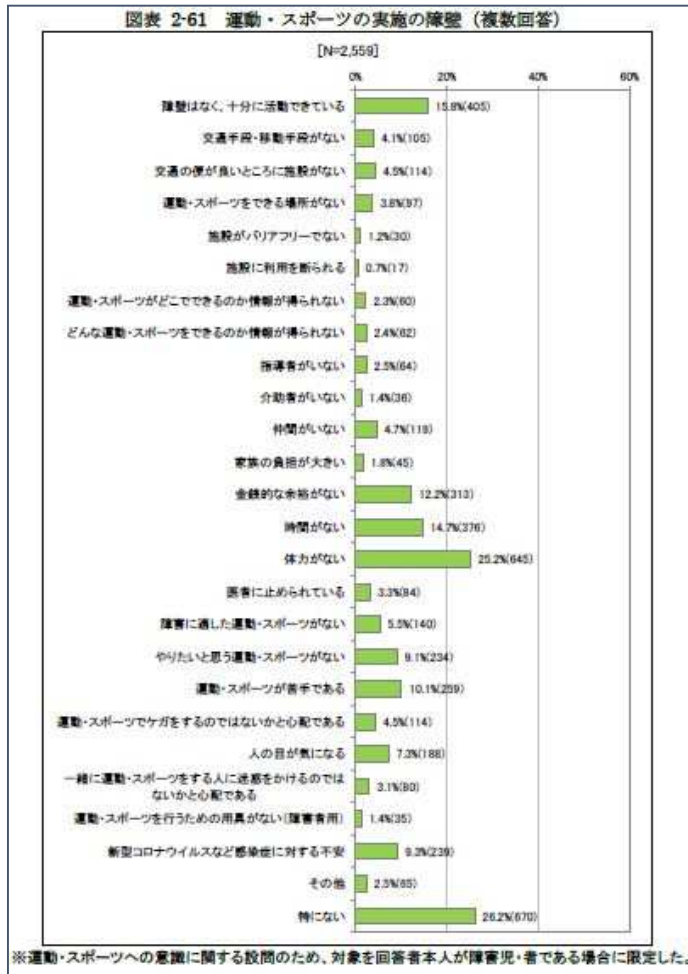
② スポーツをしない理由

スポーツ庁の調査によると、障害者のスポーツの非実施者のうち、「運動・スポーツの実施の障壁」が「特になし」と回答した人に、スポーツを実施しない理由を聞くと、「特に理由はない」（39.9%）、「わからない」（28.3%）の順に高く、スポーツそのものに関心がないことがうかがえます。その他の理由としては、「運動・スポーツが嫌いである」（19.0%）の割合が高くなっています²⁰。



²⁰ スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」 令和4年3月

障害者の運動・スポーツの実施において障壁となっているものは、「特になし」(26.2%)、「体力がない」(25.2%)という回答の割合が高く、次いで、「障壁はなく、十分に活動できている」(15.8%)となっています。スポーツの実施・非実施別に見ると、実施者の回答として「障壁はなく、十分に活動できている」の割合が22.5%、障壁としては「体力がない」の割合が24.2%となっています。非実施者は「特になし」の割合が4割強と高く、障壁としては非実施者についても「体力がない」(27.0%)の割合が最も高くなっています²¹。



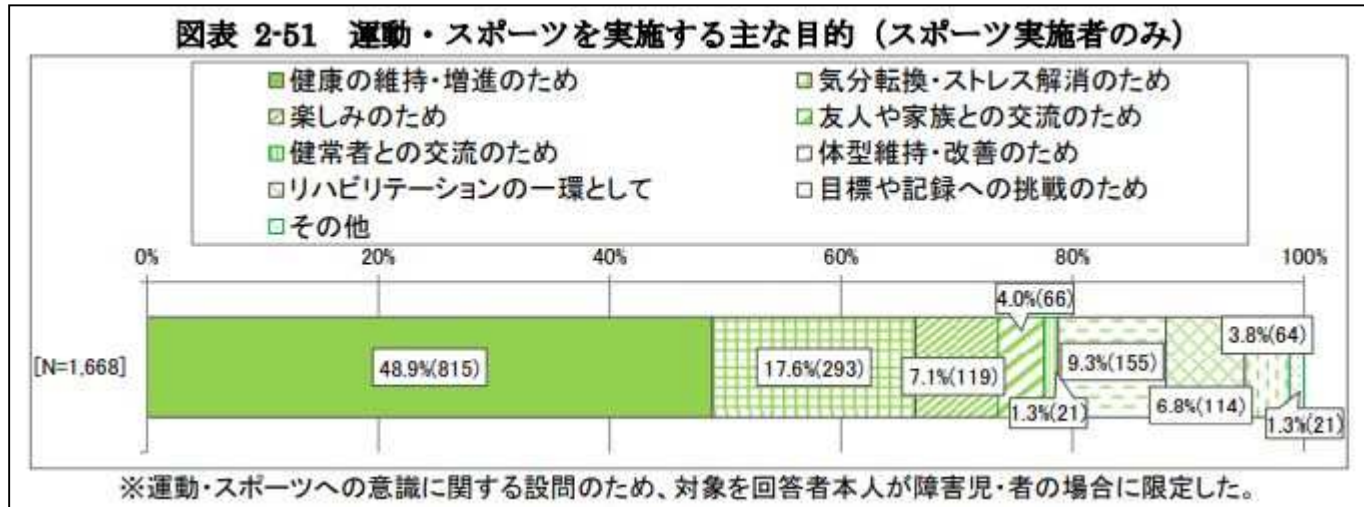
²¹ スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」令和4年3月

■ 課題

障害者の運動・スポーツの実施における障壁について、スポーツ庁は、「車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害があるという理由等により、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある」、「障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシファイア、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。」としています。障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境づくりは重要です。車いす競技をはじめ、パラスポーツが身近な場所で受け入れられるように施設への働きかけが求められます。また、パラスポーツの普及を促進するため、パラスポーツをサポートする人材を育成する必要があります。

③ スポーツをする理由

スポーツ庁の調査によると、障害者が運動・スポーツを実施する主な目的については、「健康の維持・増進のため」(48.9%)が最も多く、次いで「気分転換・ストレス解消のため」(17.6%)、「体型維持・改善のため」(9.3%)となっています。また、「リハビリテーションの一環として」といった理由も挙げられています²²。



■ 課題

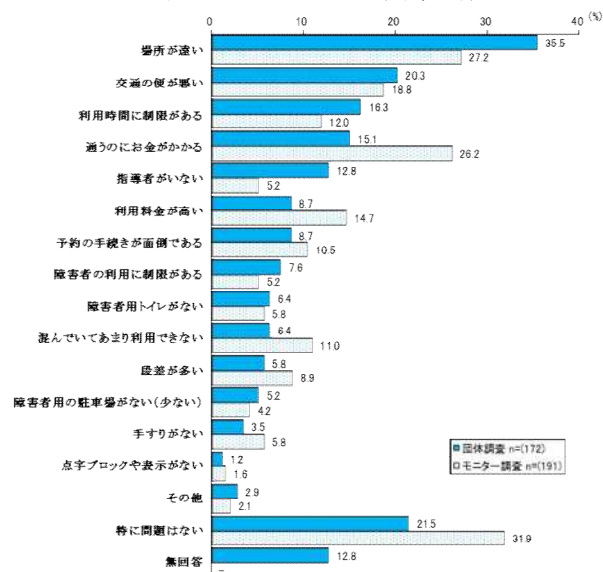
「健常者との交流のため」との回答もあることから、パラスポーツの体験等による一般社会に対するパラスポーツの理解啓発に取り組み、共生社会の実現を目指す必要があります。

²² スポーツ庁委託調査/株式会社リベルタス・コンサルティング 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」 令和4年3月

④ スポーツをする場所や施設等の問題点

実態調査（モニター調査）によると、利用する場所や施設の問題点では、「場所が遠い」が27.2%で最も高く、次いで「通うのにお金がかかる」が26.2%、「交通の便が悪い」（18.8%）、「利用料金が高い」（14.7%）、「利用時間に制限がある」（12.0%）となっています。

スポーツをする場所や施設の問題点（障害者）



埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査報告書（令和3年度）」

■ 課題

パラスポーツ²³の推進に当たっては、個々の障害者のニーズや意欲に応じた対応が求められます。そのためには、障がい者スポーツ指導員の育成やスポーツを気軽に楽しめる施設の整備・運用が重要です。

²³ 本スポーツ推進計画では、上位計画である「埼玉県5か年計画」の表記に倣い、「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」と表記する。令和3年12月定例県議会にて策定された「埼玉県5か年計画」では、「東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツへの関心の高まりを背景に、テレビや新聞等では「パラスポーツ」の名称が使われており、県民にも浸透し日常化してきている。また、日本障がい者スポーツ協会は、令和3年に日本パラスポーツ協会に名称変更した。こうした状況を踏まえ、「パラスポーツ」の名称を明記すべき」とされている。日常生活において「パラスポーツ」が身近に感じられることで、障害のない方の障害者に対する理解の促進が図られ、結果として障害者の社会参加の推進と共生社会の実現につなげることが可能となる。これらのことを踏まえ、本計画では原則として、法令、団体や施設等の固有名詞を除き、一般的に「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」と表記する。

(3) 子供のスポーツ活動

① 子供の体力の状況

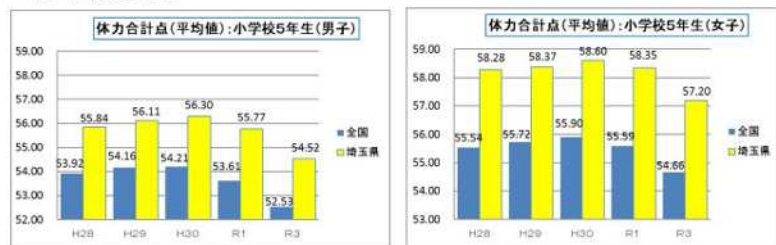
本県では、「埼玉県5か年計画 希望・活躍・うるおいの埼玉」の指標に係る数値として、「新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合」を算出しています。令和3年度は、小学校78.4%、中学校82.5%、高等学校(全日制)87.8%という結果でした。令和元年度の数値と比較すると、全体的に低下しているものの、新体力テストによる本県の小学5年生、中学2年生の体力は、全国の上位に位置しています。しかしながら、同調査では、「運動やスポーツが好き」という児童生徒の割合は、全国平均をやや下回っており、本県の課題となっています。

■ 課題

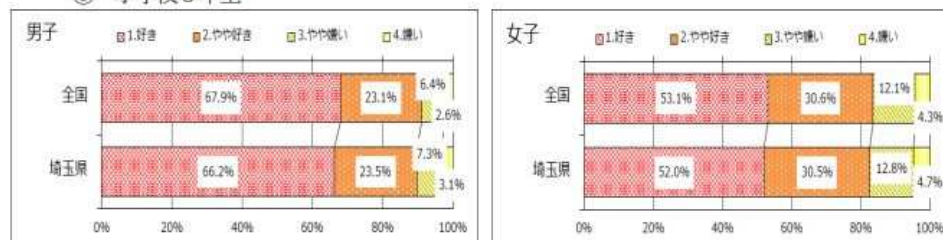
生涯にわたる健康や体力の保持増進にとって大切なのは、主体的に運動やスポーツに取り組む習慣です。そのためにも、子供たちが運動やスポーツを好きになる（嫌いにならない）ことが極めて重要となります。

令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

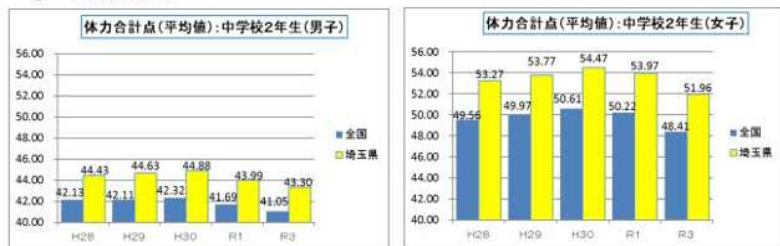
① 小学校5年生 実技項目・体力合計点



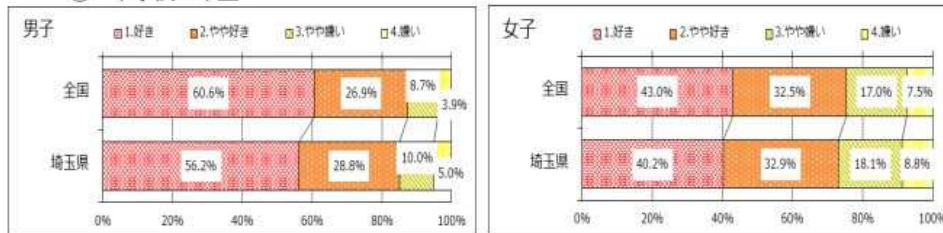
① 小学校5年生 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合



② 中学校2年生



② 中学校2年生



埼玉県教育委員会 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

② 子供のスポーツへの意識

実態調査（児童生徒）によると、運動やスポーツが「好き」、「まあまあ好き」と回答した割合の合計は、小学生が86.6%、中学生が79.3%、高校生が75.3%でした。学年が進行するにつれ、運動・スポーツが好きな児童生徒が減少しています。

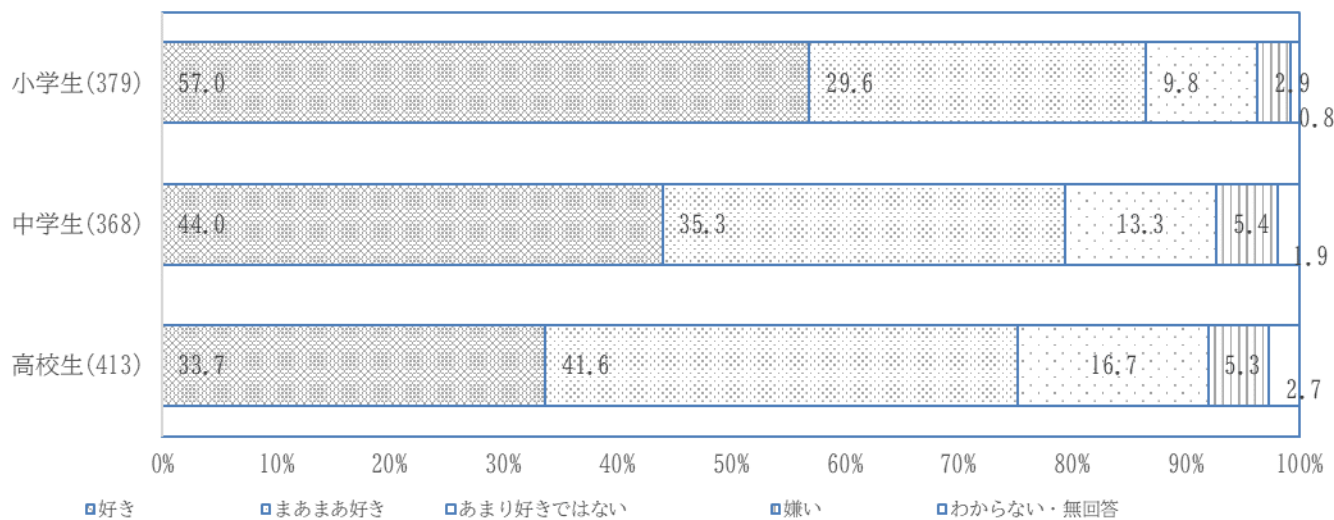
運動・スポーツが好きな理由については、全ての年代で「運動すると楽しいから」が最も高くなっています。運動・スポーツが好きでない理由については、全ての年代で「運動が得意でないから」が最も高くなっています。また、子供の頃にスポーツをしていた人（体育の授業以外）は、していなかった人に比較して、大人になっても実施している割合が高くなっています。

■ 課題

生涯にわたってスポーツに親しんでいく意欲や習慣を育くむためには、特に、運動が苦手な子供に対し、スポーツの楽しさや身体を動かすことの喜びを実感させるための個々の特性に応じたアプローチが必要です。また、地域においてもスポーツの魅力を実感できる場の充実に併せて取り組んでいく必要があります。

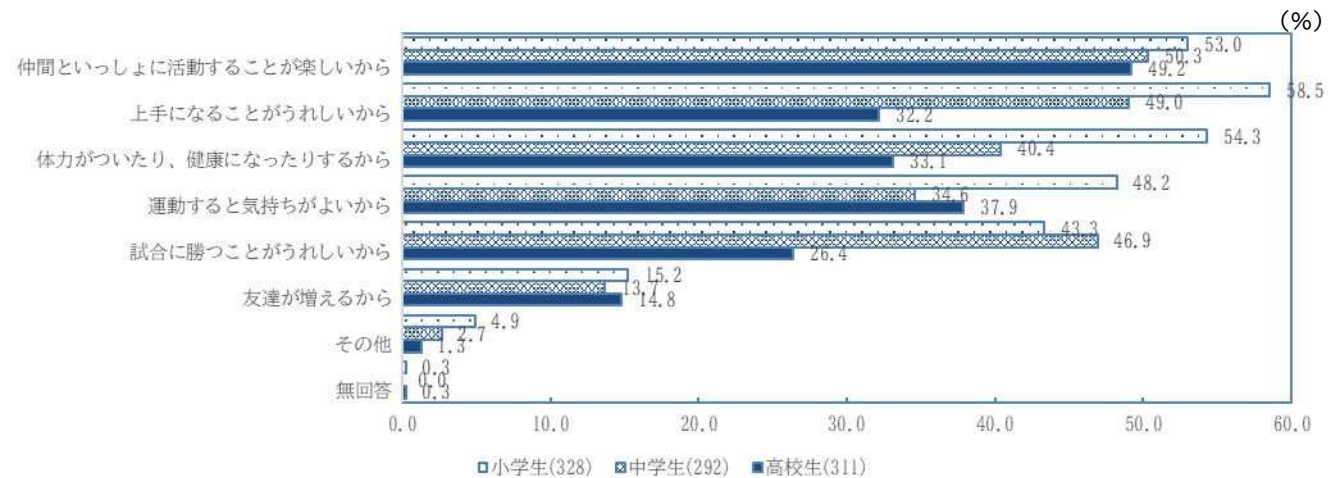
運動やスポーツをすることについて（児童生徒）

(%)

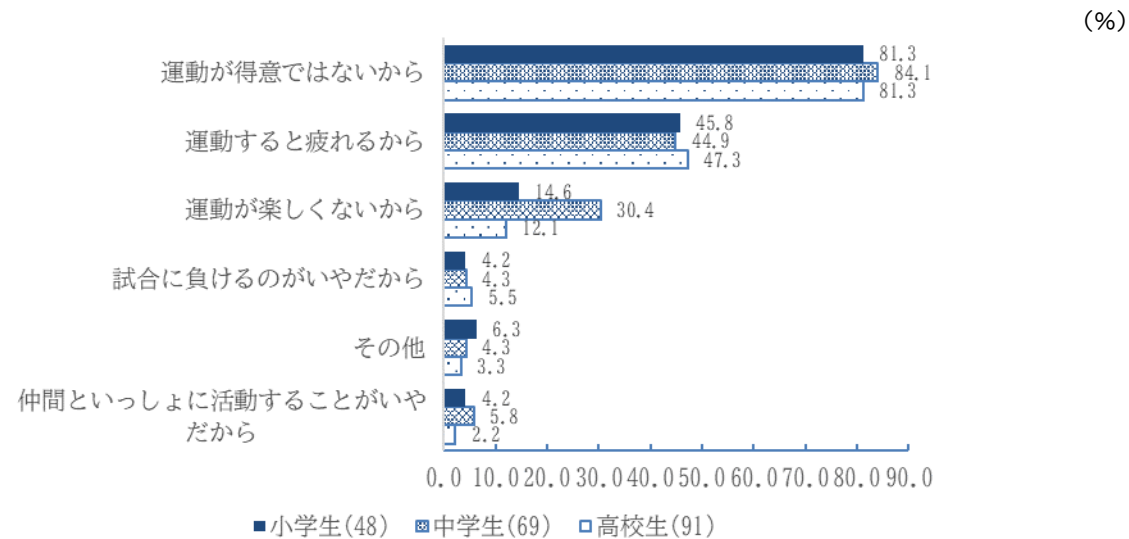


埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査報告書（令和3年度）」

スポーツをすることが好きな理由（児童生徒）



スポーツをすることが好きではない理由（児童生徒）



③ 小学生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」(スポーツ庁)によると、体育の授業以外の1週間の総運動時間について、本県の小学生における「60分未満」の割合は、男子が9.5%、女子が15.2%(令和3年度)となっており、いずれも全国を上回っています。

■ 課題

小学生の体育の授業以外でのスポーツ実施については、地域におけるスポーツ活動が果たす役割が大きいことから、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等、学校外での取組の充実が期待されます。その際、運動が得意ではない子供に対しても、スポーツの楽しさや喜びが実感できるよう、運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組において、工夫が必要となります。

1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合

①小学生男子



②小学生女子



埼玉県教育委員会 令和3年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果について

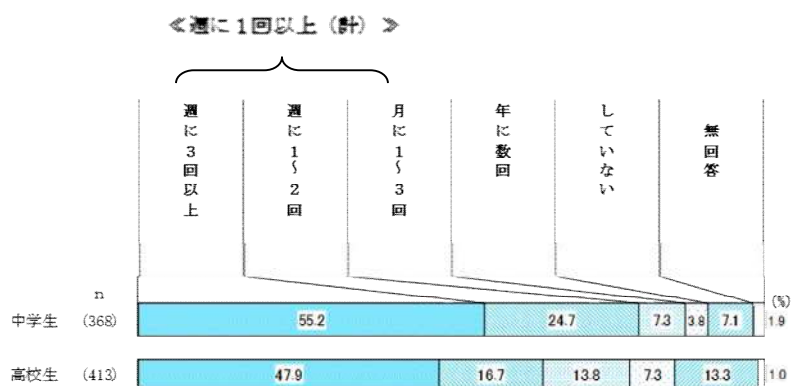
④ 中・高校生の体育の授業以外のスポーツ実施状況

「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」(スポーツ庁)によると、中学生では運動する子供としない子供の二極化の傾向が見られ、特に女子にはその傾向が顕著に見られます。また、実態調査(児童生徒)によると、本県における体育の授業以外でスポーツを週1回以上実施している中学2年生は79.9%、高校2年生は64.6%でした。体育の授業以外にスポーツを週3回以上実施している中学2年生は55.2%であるのに対し、高校2年生は47.9%と低くなります。

生徒が自主的・自発的に行うスポーツの場として大きな役割を果たしてきた運動部活動には、これまでも責任感・連帯感の涵養、自主性の育成、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成などの意義がありました。一方で、学校の運動部活動を巡る状況は、近年、特に持続可能性という面(中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行や、教員の業務負担[競技経験のない部活動の指導、休日も含めた指導])でその厳しさを増しています。

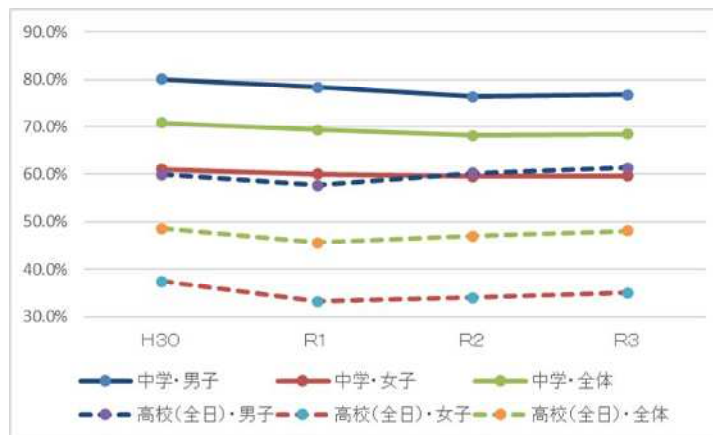
こうした状況を踏まえ、今後の運動部活動の充実を図っていくため、専門的な指導者不足や生徒のニーズの多様化、教員の働き方等、諸課題への対応を踏まえた運動部活動の在り方が国において検討されてきました。運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革(令和2年9月)が発表され、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月)では、令和7年度末までを目途に、休日の運動部活動を段階的に地域に移行するよう提言がなされています。

体育の授業以外のスポーツ実施状況(中学生・高校生)



埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査報告書(令和3年度)」

埼玉県における県公立中学校・高等学校運動部活動加入率



埼玉県教育委員会調べ

■ 課題

子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行に向け、地域の持続可能で多様なスポーツ環境（受け皿となる「スポーツ団体等」の整備や支援、「スポーツ指導者」の質の保障・量の確保、「スポーツ施設」の確保など）を整備する必要があります。

(4) アスリートの競技力向上

① 本県ゆかりのアスリートの活躍

東京 2020 大会では、本県ゆかりのアスリート（パラアスリートを含む）が125人出場し、24人のメダリストや37人の入賞者を輩出しました。本県ゆかりのアスリートが、スポーツ大会に出場し活躍することは、県民に勇気と希望を与えてくれます。

■ 課題

東京2020大会の成果、盛り上がりを一過性のものとせず、夢を実現させる道を体系化し、オリンピック・パラリンピックともにアスリートの特性に合った一貫した指導が必要です。

② スポーツ科学の知見を活用

オリンピックのレガシーとして培ったスポーツ科学の知見などを積極的に活用し、キッズからトップアスリートまで一貫した育成支援体制の充実を目指すとともに、児童・生徒を対象に競技体験プログラムを実施することで各競技人口の増加を図るなど、裾野を広げる取組を実施しています。強化指定選手を対象に、科学的根拠に基づき年齢や性別に応じた育成プログラムを実施するほか、専門家によるトレーニング指導やメンタル指導、栄養学などのサポートを実施しています。また、県スポーツ協会のスポーツ科学委員会を通じて、アンチドーピング啓発事業、国民体育大会（国民スポーツ大会）²⁴帯同ドクター・トレーナー派遣、研修会・講習会を実施し、スポーツ医科学の面から選手強化を支援しています。

■ 課題

競技団体、部活動、スポーツ少年団等の指導者が、科学的根拠に基づいた指導ができることが重要です。また、各団体における暴力・ハラスメントの根絶やガバナンスの強化等を行うことが必要です。

さらに、県内全域をカバーするとともに、本県アスリートの競技力をワールドクラスに押し上げる仕組みづくりが必要です。

²⁴ 「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」と改める「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立した（施行日令和5年1月1日）

③ 屋内50m水泳場・スポーツ科学拠点施設の整備

県では、屋内50m水泳場及びスポーツ科学を活用した拠点施設の整備に向けた検討を進めています。

屋内50m水泳場については、県内の公営施設としては初の整備となり、国内主要大会も開催できる規格を有した施設を想定しています。最先端技術を活用して競技力向上をサポートするとともに、一般県民を対象とした生涯スポーツの振興や健康づくりに資する観点も踏まえるなど、様々な利用形態に対応できる施設を目指しています。

スポーツ科学拠点施設については、スポーツ科学の知見を生かした県内アスリートの競技力向上を支援する拠点としての役割を担うとともに、施設で集積・分析したデータをもとに、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民の健康増進を目指しています。

■ 課題

有識者からの知見や地元市との連携を得ながら、多様なニーズに応じた両施設の整備を進めることが必要です。

3 本県のスポーツ資源の現状と課題

(1) 立地・自然環境

① スポーツに適した立地・自然環境

本県は、首都圏の中央に位置し、鉄道網、道路網等の整備により、交通の利便性が高く、平成21年から平成30年までの10年間の快晴日数を合計すると全国1位であり、スポーツ大会・イベントの開催等、スポーツに適した立地環境となっています。

一方、本県は首都圏にありながら、豊かな自然、景観に恵まれている地域も多く存在し、四季折々の風景を楽しみながらの登山やハイキング、ウォーキング、マラソンが各地域で行われています。

県民の自転車保有率や本県の自転車出荷額は全国でも上位にあり、県の総面積の約6割が平地でありながら、ほどよいアップダウンもあることから、サイクリングも盛んです。川沿いを走る全長約170kmの日本一長いサイクリングロードの整備や、サイクリングロードを中心に既存の国道、県道、市町村道をつなぎ、全県にわたる自転車道ネットワークを形成しています。

また、本県は、県土に占める河川の面積割合（3.9%、令和2年2月時点）が日本第2位であり、県民誰もが川に愛着を持ちふるさと埼玉を実感できる「川の国埼玉」を目指しています。県では、民間活力により県管理の一級河川の水辺空間に「新たな魅力」と「賑わい」を創出する「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進しています。県内にはキャンプや釣り、カヌー、ラフティング等、川や水に親しむスポーツが楽しめる機会や場所が豊富に存在しています。

■ 課題

スポーツに適した立地・自然環境は、スポーツを通じた地域の魅力発信のための重要な要素です。本県の立地・自然環境のポテンシャルを十分活用し、地域の活性化に十分生かしていくことが求められます。

(2) 施設

① 県内スポーツ施設

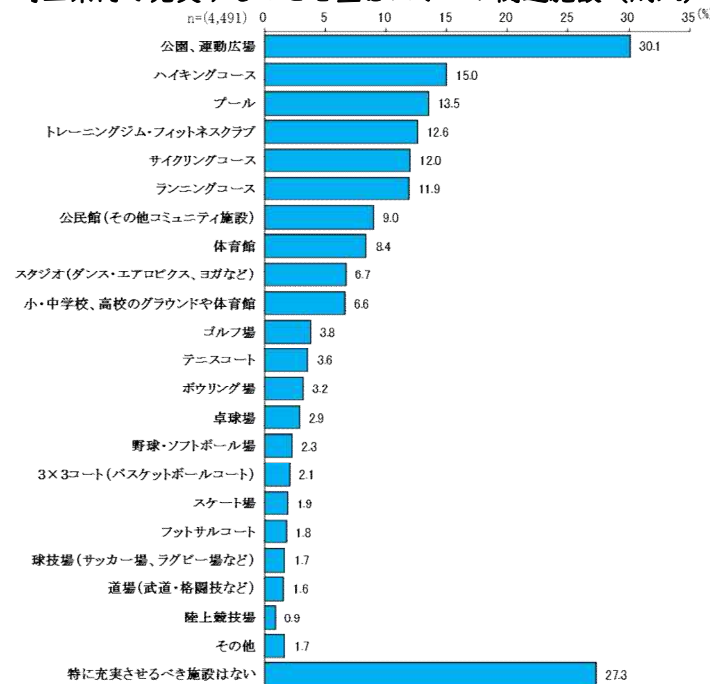
本県には、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2〇〇2^{にまるまるに}、熊谷ラグビー場といった国際大会が開催可能な大型スポーツ施設が整備されているほか、熊谷スポーツ文化公園など身近にスポーツを楽しめる施設が各地域に整備されています。

実態調査（成人）によると、充実させてほしい施設について、「公園、運動広場」の割合が30.1%と最も高く、次いで、「ハイキングコース」、「プール」、「トレーニングジム・フィットネスクラブ」、「サイクリングコース」、「ランニングコース」がいずれも10%超となっています。「公園、運動広場」について、県民の多様なライフスタイルに応じてより使いやすいものとなるよう、その整備・管理運営主体となる県・市町村や民間事業者には、それぞれの役割に応じた適切な整備・運営が求められます。なお、新たなスポーツ施設の整備や改修については、PFI等による民間資金の活用や施設の管理運営方法について丁寧に検討していく必要があります。

■ 課題

オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、トップアスリートを身近なところで観る機会の提供や、ニーズに応じた施設整備、改修等が求められます。

埼玉県内で充実することを望むスポーツ関連施設（成人）



埼玉県「スポーツに関する県民意識・実態調査報告書（令和3年度）」

② 屋内50m水泳場・スポーツ科学拠点施設

屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設では、以下のような機能を備えることを中心に検討を進めています。

(屋内50m水泳場)

- ・ 国内主要大会の開催
各種水泳競技基準を満たし国内主要大会開催可能なプールを整備し、国内主要大会の誘致を見込む。
- ・ 競技力の向上
アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供し、競技力向上施設を整備して充実したトレーニング等を行える環境を提供する。また、スポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活用したアスリート支援を行う。
最新のトレーニング手法やコーチングなどが学べる研修や、スポーツ科学拠点施設と連携した研修、リハビリなどに水中運動を活用する研修等を実施する。
- ・ 県民が水と親しむ環境の創出
ユニバーサルデザインを取り入れ誰もが使いやすいプールとし、可動床・可動壁などを活用して未就学児教室や水中ウォーキングなどを実施する。/様々なアクティビティの体験会や親子で参加できるレクリエーション講座など、県民誰もが身近に水と触れ合う機会を提供する。/アスリートを身近に見ることでスポーツへの関心や参加意欲を高めるとともに、県民誰もがプールを活用した体力・健康づくりや多様なアクティビティに取り組めるよう、また、県民がスポーツを行う際に科学的知見を取り入れられるよう、広く情報発信を行う。

(スポーツ科学拠点施設)

- ・ 効率的・効果的なアスリートの支援
競技ごとの特性、選手の個別性に応じたアスリート支援や、測定データを活用したアスリートの発掘・育成などを行う。
- ・ 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点
競技団体等がデータを基にした実践的なトレーニングや試合・合宿を行う場の提供や、競技団体間の連携促進、指導者の研

修やトレーニングプログラムの開発を行う。

- ・ 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能
各施設等と連携し、測定データや効果的なトレーニング手法などの共有や、トレーニング指導等の人材育成、スポーツ科学の普及、イベント開催等を実施する。
- ・ スポーツ科学の知見の普及
蓄積したデータを活用したスポーツ科学の知見の普及や、運動メニューの発信・イベントの開催などにより、県民誰もが参加しやすい機会を提供する。
- ・ 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供
誰もがスポーツを楽しめ、健康づくりに資する機会や、トップアスリート、プロチーム等を身近に感じる機会等を提供する。

■ 課題

有識者からの知見や地元市との連携を得ながら、多様なニーズに応じた両施設の整備が必要です（再掲）。

③ 県立学校体育施設等

県民にとって、県立学校は身近な体育施設を有する施設です。県立学校では、原則として体育施設が開放されており、多くの県民の利用に供されています²⁵。

■ 課題

県立学校においては、引き続き利用施設や利用時間の確保を図り、開放施設の的確な情報を提供することが求められています。また、県立学校だけでなく、県内の大学や企業等にも、各々が所有・管理するスポーツ施設を県民が利用できる地域のスポーツ施設として開放し、有効活用することが望まれます。

²⁵ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、一部中止する場合もあり。

(3) 団体・人材等

① 県内を本拠地とするプロ・トップスポーツチーム

本県ではプロ・トップスポーツチームが数多く活動をしており、高いレベルの競技や一流のアスリートと身近に触れ合える機会にも恵まれています。

プロ・トップスポーツチームが拠点とする地域を、当該チームのホームタウンとして位置付けた活動が期待されています。プロ・トップスポーツチームに関する情報発信やPRを通じ、地域とチームとの一体感や親近感が醸成され、チームにとっては多くのファンの獲得につながり、地域にあっては、魅力づくりの一環として、地域の活性化の資源とすることができます。

■ 課題

本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチームと連携して、スポーツの振興、地域の活性化、地域の課題解決を進めていく必要があります²⁶。

²⁶ 本県では、次のチームと協定を締結し各種の連携を行っている。

・チーム（連携協定締結順）

西武ライオンズ、埼玉上尾メディックス、T.T彩たま、埼玉パナソニックワイルドナイツ、埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれASエルフェン埼玉、越谷アルファーズ

・主な連携内容

スポーツの普及、競技力の向上、情報発信、広報・応援活動、チームが行う試合会場・練習会場の確保に向けた調整、チームのPR及び参加者・観客増加に関しての支援・協力、スポーツ教室開催等による地域のスポーツ振興への支援・協力、県が企画するイベントへの選手派遣等への協力

② 総合型地域スポーツクラブ

県民のスポーツ活動をささえる総合型地域スポーツクラブについては、県内63市町村のうち47市町で、95のクラブが設置され活動をしています（令和4年2月現在）。今後も持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、総合型地域スポーツクラブの認知度向上や財政基盤の強化、スポーツ指導者やクラブマネジャーの人材確保といった質的な充実に取り組んでいく必要があります。

本県では、平成26年に県内の総合型地域スポーツクラブで構成される「彩の国SCネットワーク」が発足し、各クラブ間の情報共有や連携を組織的に行うこととしています。

■ 課題

各クラブの活動状況はそれぞれ異なることから、県内の総合型地域スポーツクラブ全体の質的充実につながるよう、この取組を適切に推進し、優良事例の共有化や事業の連携を進めていくことが求められています。

なお、総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が整備されました²⁷。当該制度を通じて、総合型地域スポーツクラブと地方公共団体等との連携による介護予防や子育て支援などの地域課題の解決に向けた取組を促進する必要があります。

²⁷ 令和4年4月1日から運用開始。総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、国スポーツ基本計画等に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、策定した。この制度は、総合型地域スポーツクラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としている。

参考 URL <https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

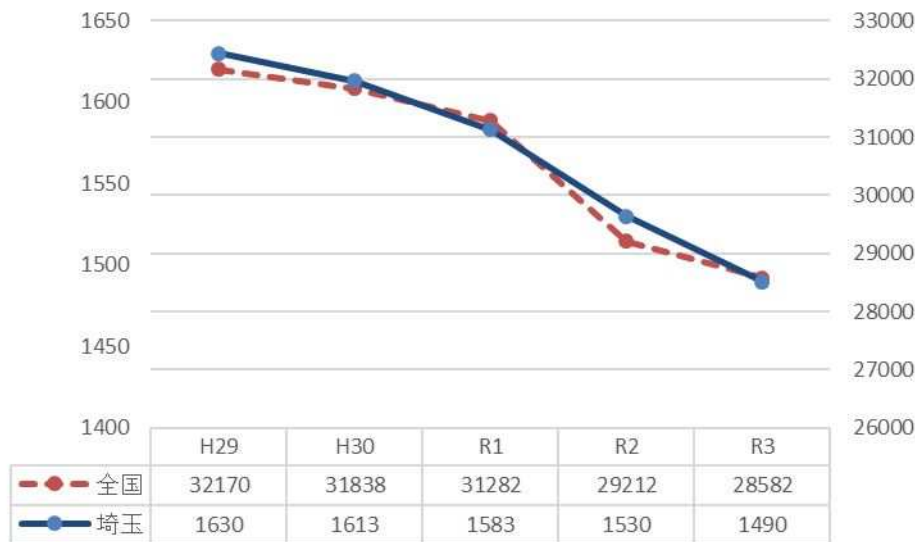
③ スポーツ少年団

スポーツ少年団は、子供たちが地域でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて協調性や創造性を養う場となっています。本県の登録団数及び団員数は全国平均を大きく上回っており、登録団数は北海道に次いで全国2位、登録団員数、登録指導者数は全国1位となっています（令和3年度）。

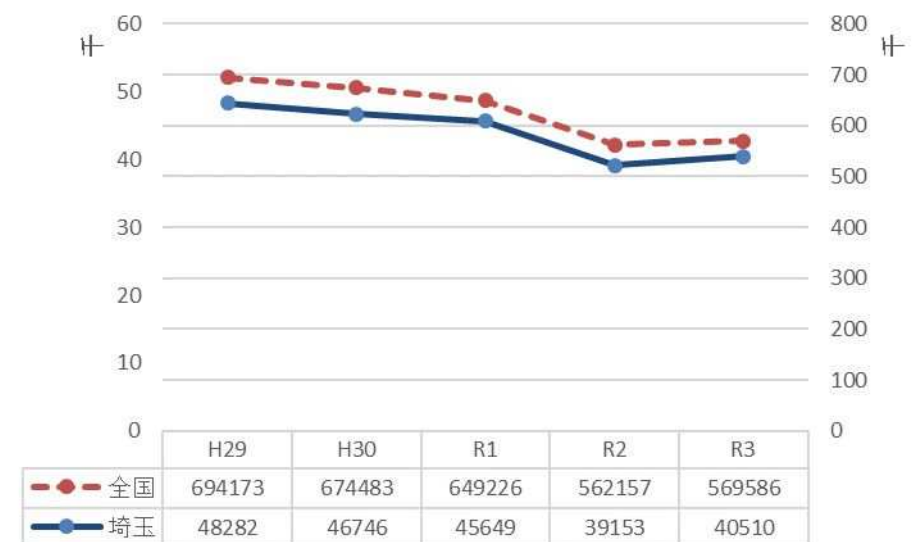
■ 課題

少子化、子供のニーズの多様化等の影響により、年々、団員数の減少が見られます²⁸が、子供たちが地域でスポーツを楽しむ機会の重要な提供主体であることから、スポーツ少年団の活動内容の積極的な情報提供や指導者の資質向上、組織運営体制の透明化等が必要です。

スポーツ少年団登録状況（団数）



スポーツ少年団登録状況（団員数）



公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ少年団登録数一覧」を基に埼玉県作成

²⁸ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は団数、団員数とも一時的に大きく減少したが、令和3年度の団員数は一時的に増加している。

④ ボランティア等多彩な人材

東京2020大会の都市ボランティアなど、本県のスポーツに関するボランティアは約1,100名の登録²⁹があります（令和4年1月現在）。本県では、スポーツ活動指導者等の登録を行い、県民からの要請に応じ登録された適切な指導者を紹介する「埼玉県スポーツリーダーバンク制度」を運用しています。地域のスポーツ振興を担うスポーツ推進委員については、本県は、2,108人（令和4年3月現在）の委員がおり、全国4位となっています。

■ 課題

ボランティアだけでなく、スポーツ活動を推進していくためには、指導者や専門スタッフ、審判等の人材を育成する必要があります。これらの人材の知識や技能の向上に向けて、研修の充実を図るとともに、活動の場を広げていくことが求められています。また、スポーツ推進委員の活動を推進していくためには、研修を通じた資質の向上やスポーツ団体との連携を深めていくことが重要です。なお、スポーツ団体の組織力強化のために、経営面の視点から団体の運営に関してマネジメントができる人材も求められています。

⑤ 大学等

スポーツ医・科学の知見やアスリートの競技力向上はもとより、県民のスポーツ活動や健康づくりにも資するものとするべく、本県ではスポーツ科学拠点施設の整備の検討を進めています。なお、健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学では、アスリートの競技力向上や一般学生等のスポーツ活動に役立つ研究や教育活動の成果、データ等を集積しています。本県には、研究分野別の世界大学ランキング「QS World University Rankings by Subject 2022」³⁰の「Sports-related Subjects（スポーツ関連学）」で国内1位を取得した大学が所在しています。

■ 課題

スポーツ医・科学の知見は、産業や健康等、様々な社会的課題にも応用が可能であることから、その活用を積極的に推進していく必要があります。健康・スポーツ科学分野の学部・学科を有する大学の知見を本県のスポーツ振興に効果的に活用できるよう、県内の大学に対して連携を働き掛けていくことが求められています。

²⁹ スポーツボランティアの登録・派遣を行う「埼玉県スポーツボランティア制度」を運用しており、登録者に対して適宜ボランティア募集情報を提供している。

³⁰ 英国のQS社（教育関連事業者。毎年世界中の大学を評価し、様々な種類の大学ランキングを発表）の発表による。Subject（分野）は全部で51。

第3章 計画の基本となる理念と目標

1 基本理念

スポーツは体を動かすという人間の根源的な欲求に応え、それ自体が「楽しさ」「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするものです。また、心身の健康の保持増進をはじめ、共生社会の実現や青少年の健全育成、健康長寿社会の実現、よりよい働き方への見直し、地域の活性化等スポーツは社会の活力を作る力を持っています。

会的課題の解決をもたらす力があります。更に、スポーツにより多くの人が集まることで地域の活性化をもたらします。誰もが参加できるスポーツは共生社会の実現をもたらしてくれます。

本スポーツ推進計画の上位計画である県5か年計画では、県の目指す将来像として、「誰もが輝く社会 ～Empowerment～」を掲げています。そして、この将来像に紐づくものとして、「針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築-³⁵スポーツの振興」があります。

本県が目指すべき方向性「輝く埼玉」をスポーツが実現していくという観点から本計画における基本理念を次のとおり定めます。

○ 基本理念 … 「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」

なお、「はぐくむ」には、オリパラレガシーを次代に引き継ぎ、新たなスポーツの価値を生み出し、育てていくという思いを込めています。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、第3期計画が目指す基本目標とその実現に向けた施策の指標を次のとおり定めます。

【目標1】 多彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～

- 県民一人一人がスポーツの価値を享受できるよう、スポーツをささえる基盤づくりやスポーツを楽しむことができる多様な機会の創出を行います。

【施策】

- 1 スポーツをささえる基盤づくり
- 2 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出

【指標】

指標1 スポーツの現地観戦割合

- ・ 過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマ問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合
令和3年度 15.5% → 令和9年度 50.0%以上（県政サポーターアンケート）

指標2 スポーツに関するボランティアに参加した割合

- ・ スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合
令和3年度 5.1% → 令和9年度 10.0%以上（県政サポーターアンケート）

【目標 2】 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～

- 誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを過ごせるよう、取り組みます。

【施策】

- 3 子供・若者のスポーツ活動の充実
- 4 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実
- 5 パラスポーツの機会の充実
- 6 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり

【指標】

指標 3 スポーツ実施率

- ・ スポーツを週1回以上行う成人の県民の割合
令和3年度 56.2% → 令和9年度 65.0%以上（県政世論調査）

指標 4 子供のスポーツ意欲

- ・ 中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合
令和3年度 81.8% → 令和9年度 85.0%以上（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

指標 5 パラスポーツの推進

- ・ 彩の国ふれあいピック³¹の参加者数
平成29年度 3,522人 → 令和9年度 4,500人

³¹ パラスポーツの普及を図るとともに、障害者とパラスポーツに対する理解を深めるため、全県的なパラスポーツ大会として開催。春季大会、秋季大会、球技大会の3大会がある。春季大会は全国障害者スポーツ大会代表選手の選考を兼ねた個人競技の大会、秋季大会は障害者のスポーツ参加のきっかけづくりのための大会、球技大会は翌年度の全国障害者スポーツ大会予選会への選考会を兼ねた大会。指標5の過去の実績値は新型コロナウイルス感染症や大会中止の影響の無い平成29年度のもを記載。

【目標3】 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ先進県埼玉の更なる発展への支援～

- 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出に取り組みます。

【施策】

- 7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上
- 8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保

【指標】

指標6 アスリートの活躍（国内）

- ・ 国民体育大会（国民スポーツ大会）³²における男女総合成績（天皇杯）
令和元年度 4位 → 令和9年度 3位以上

指標7 アスリートの活躍（国際）

- ・ 国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数
令和3年度 166人 → 令和9年度 500人以上

³² 「スポーツ基本法の一部を改正する法律（改正スポーツ基本法）」の成立により、令和6年（2024年）に開催される佐賀県大会から、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変更。なお、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会中止。

【目標 4】 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～

- 社会におけるスポーツの力の発揮により、絆の強い活力のある社会の実現を目指します。

【施策】

- 7 スポーツによる共生社会の実現
- 8 スポーツを通じた地域の活性化

【指標】

指標 8 トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携

- ・ トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数
令和3年度 42件 → 令和9年度 72件

第4章 スポーツ推進に関する施策

1 施策の体系

第3期計画の目指す基本目標に向けて、今後5年間に県が取り組む施策を次のとおり定めます。

| 基本理念 | 目 標 | 施 策 | 取 組 | |
|-------------------|---|--|---|--|
| スポーツがはぐくむ 輝く埼玉 | 目標1 多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～ 【指標1】スポーツの現地観戦割合 ・過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合を 実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 50.0%以上 【指標2】スポーツに関するボランティアに参加した割合 ・スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関する ボランティア活動を行っている県民の割合 10.0%以上 | 施策1 スポーツをささえる基盤づくり | (1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進 (2) ボランティア等スポーツを支える担い手が活躍する場の充実 (3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備 (4) スポーツに関する情報発信の強化 (5) スポーツにおけるDXの推進 | |
| | 目標2 すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～ 【指標3】スポーツ実施率 ・スポーツを週1回以上行う成人の県民の割合 65.0%以上 【指標4】子供のスポーツ意欲 ・中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を 持ちたいと思う県内中学2年生の割合 85.0%以上 【指標5】パラスポーツの推進 ・彩の国ふれあいピックの参加者数 4,500人以上 | 施策2 スポーツを楽しむことができる 多様な機会の創出 | (1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実 (2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催 (3) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートを身近に感じる機会の拡大 | |
| | 目標3 県民に夢と希望を与える 埼玉トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展への支援～ 【指標6】アスリートの活躍（国内） ・国民体育大会（国民スポーツ大会）における男女総合成績（天皇杯） 3位以上 【指標7】アスリートの活躍（国際） ・国際大会における埼玉県ゆかりの選手8位以上 500人以上 | 施策3 子供・若者のスポーツ活動の充実 | (1) 学校体育の充実 (2) 運動部活動の充実と地域移行にむけた支援 (3) 地域におけるスポーツ活動の充実 (4) 青少年の健全育成 | |
| | | 施策4 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・ 子育て世代のスポーツ機会の充実 | (1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供促進 (2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進 (3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進 | |
| | | 施策5 パラスポーツの機会の充実 | (1) 障害に応じたスポーツの機会の創出 (2) パラスポーツの推進 | |
| | | 施策6 スポーツを通じた高齢者の健康増進・ 生きがいづくり | (1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実 (2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会の準備・開催 (3) 健康増進・健康長寿社会の実現 | |
| | | 施策7 スポーツ科学によるアスリート （パラアスリート含む）の競技力向上 | (1) 競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援 (2) アスリートの競技力支援 (3) アスリートの競技継続支援 (4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実 (5) 支援体制の強化 (6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進 | |
| | | 施策8 スポーツ・インテグリティ及び 安全・安心の確保 | (1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化 (2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止 (3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止 (4) スポーツ事故・スポーツ傷害の防止 | |
| | | 目標4 社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～ 【指標8】トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携 ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数 72事業以上 | 施策9 スポーツによる共生社会の実現 | (1) 女性の活躍 (2) パラスポーツの普及・裾野拡大 (3) 国際交流の促進 |
| | | 施策10 スポーツを通じた地域の活性化 | (1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり (2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携協働による地域振興 (3) スポーツの成長産業化 | |

2 施策の展開

施策Ⅰ スポーツの基盤づくり

(1) スポーツの機会を提供する多様な担い手の育成・連携推進

取組の方向性

- ・ 地域におけるスポーツの機会を提供する担い手の育成を図ります。
- ・ 地域資源を最大限活用し、スポーツの場、機会の充実を図るため、スポーツ団体等との連携を推進します。
- ・ 子供から高齢者まで、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しめる機会を創出するため、プロ・トップスポーツチームとの連携をはじめ、様々な団体との連携を推進します。

具体的な事業

① 総合型地域スポーツクラブの質的充実につながる支援

- ・ 県スポーツ協会等と連携し、総合型地域スポーツクラブの充実、国の登録・認証制度を普及します。
- ・ 高齢者の健康促進や部活動の地域移行の受け皿など、地域の幅広いニーズに応え、地域課題の解決に資するクラブの育成を図ります。

② スポーツ団体等との連携

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体との連携体制の構築、また、地域にあるスポーツ施設、人材を活用し、身近なところで県民のスポーツの場づくりやスポーツに参加する機会の充実を図ります。

③ プロ・トップスポーツチームとの連携

- ・ 本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチームと連携し、親子教室、レベルアップ教室、公式戦の裏方体験、スタジアムツアーなど、スポーツに親しみ、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会等を提供します。

(2) ボランティア等スポーツを支える担い手が活躍する場の充実

取組の方向性

- ・ 地域でスポーツをささえる指導者やスポーツ推進委員³³、スポーツボランティア等の人材の育成、活用を推進します。
- ・ RWC2019、東京2020大会において、ボランティア等スポーツを「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」担い手の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、活躍の場の充実に取り組めます。
- ・ スポーツに関わる人材が、状況等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はぐくむ」ことができるように、必要な啓発や支援を行います。

具体的な事業

① 地域におけるスポーツ指導者・障がい者スポーツ指導員の養成及び活用

- ・ 県スポーツ協会と連携し、公認スポーツ指導者等、スポーツを支える人材の育成を図ります。
- ・ 県社会福祉事業団やスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員³⁴等、障害者のスポーツを支える人材を養成し、地域での活動を促進します。

② スポーツ推進委員活動の育成及び活用

- ・ 市町村や埼玉県スポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ推進委員の研修を通じた資質の向上や会議等を通じた相互の情報共有を図ります。
- ・ スポーツ推進委員の活動を活性化するため、総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ団体との連携を促進します。

③ スポーツボランティアの確保及び活躍の場の提供

- ・ スポーツを支える人材の確保とともに、埼玉県スポーツボランティア制度を広く周知し、積極的な人材の活用を推進します。
- ・ 市町村及びスポーツ大会主催者等からの依頼を受け、スポーツボランティアに関する情報の一元的な発信を行います。
- ・ 県内プロ・トップスポーツチームと連携した、公式戦におけるボランティア体験を提供します。

³³ スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、「市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」とされている。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体との円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されている。

参考HP https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972_00001.htm

³⁴ 競技大会やイベントで指導助言を行うなど、パラスポーツの普及、パラスポーツを支える人材として重要な役割を果たしている。県では、指導員の養成講習会を実施し、育成を図っている。

(3) スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備

取組の方向性

- ・ 県民の健康増進やアスリートの育成のため、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ 県民誰もが身近なところでスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインなど、アクセシビリティの改善を促進します。
- ・ 既存スポーツ施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外でもスポーツができる場の創出を行い、持続可能な地域スポーツ環境の充実を図ります。

具体的な事業

① スポーツ・レクリエーションの場となる県営公園の整備

- ・ ウォーキングコースや公園施設の整備や県民の利用しやすさに配慮した管理運営により、スポーツやレクリエーション活動の場の充実に努めます。
- ・ 県立スポーツ施設の有効活用や整備の在り方の検討を進めます。

② 県立学校体育施設開放の推進

- ・ 県立学校体育施設について、利用施設や利用時間の確保等、引き続き開放事業の推進を図ります。

③ 屋内50m水泳場整備、スポーツ科学拠点施設の整備推進

- ・ 県民の健康増進やアスリートの育成のため、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。

④ 障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備

- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。

⑤ スポーツ施設以外でのスポーツ・レクリエーションの場の確保と情報発信

- ・ 多忙な時間の合間でもスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、企業等と連携し、オープンスペース、研修室等を活用したスポーツ・レクリエーションの場の確保を推進します。
- ・ 行政庁舎や商業施設等の空きスペースの有効活用、障害のある方も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、スポーツ施設以外でもスポーツ・レクリエーションの場を創出している先進事例の情報発信を行います。

(4) スポーツに関する情報発信の強化

取組の方向性

- ・ 多様な媒体・手段によりスポーツイベントやスポーツに関連する情報を提供します。
- ・ スポーツに関心が薄い層を中心に、それぞれの状況、障壁に合わせたスポーツに関わるためのきっかけを効果的に提供します。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートの功績を称える顕彰を通じ、チームやアスリートとスポーツに対する県民の関心を高めます。

具体的な事業

① 広報の充実

- ・ 広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる県民層、社会の動向等を意識し、「彩の国だより」等の広報媒体、埼玉県スポーツ情報ポータルサイト「スポナビ！サイタマ!」、ソーシャルメディア等の電子広報媒体やマスメディアを有効に活用します。
- ・ 市町村やプロ・トップスポーツチーム、スポーツ団体と連携して、県内で行われるスポーツイベント等の情報が手軽に入手できるよう、コンテンツを充実します。
- ・ プロ・トップスポーツチームの発信力を活用し、県から県民への効果的なスポーツ等に関する情報発信を行います。

② 多様なスポーツ体験の機会に関する情報発信

- ・ 個人の能力に応じたスポーツや室内で気軽にできるスポーツなどを紹介します。
- ・ 県スポーツフェスティバルなど、多様なスポーツの体験ができる機会の情報を発信します。

③ eスポーツやアーバンスポーツ等関心の高いスポーツの情報発信

- ・ 話題性があり人気の高いeスポーツやアーバンスポーツ（BMX、スケートボード、ボルダリング、3×3、ブレイキン等）に関する情報を積極的に発信します。

④ 障害者に対するスポーツの情報発信

- ・ 障害者のスポーツ大会・イベントの開催やスポーツ施設の利用に関する情報等、障害者のスポーツに関する情報を発信します。

⑤ プロ・トップスポーツチーム等に関する情報発信

- ・ プロ・トップスポーツチームの試合やイベント等の情報発信を行い、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会等を提供します。
- ・ 優秀な競技成績を収めた選手や団体、スポーツ振興に功労のあった方、団体を顕彰することにより、トップアスリートやトップスポーツチームの持つ魅力を発信し、スポーツへの関心を高めます。

⑥ スポーツと他分野との融合によるスポーツの魅力発信

- ・ スポーツに関心がない人がスポーツに親しめるよう、健康、美容、食、観光等、スポーツ以外の分野を組み合わせたスポーツの楽しみ方を発信します。

(5) スポーツにおけるDXの推進

取組の方向性

- ・ スポーツ分野においてDX³⁵を導入し、これまで特定の人・組織・地域等に偏在していたスポーツの「する」「みる」「ささえ」機会や知見を広く県民に提供します。
- ・ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進します。
- ・ スポーツ科学を取り入れ、集積・分析したデータ等を県内アスリートの競技力向上や県民の健康増進等に活かします。

³⁵ DX…デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

具体的な事業

① スポーツを「する」分野における DX

- ・ 民間事業者が行う VR³⁶や AR³⁷等のデジタル技術を活用したトレーニングなど新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

② スポーツを「みる」分野における DX

- ・ スポーツ観戦のエンターテインメント性の向上や新しい観戦スタイルの提案など、民間事業者が行う取組について情報収集を行い、活用について検討します。

③ スポーツを指導する分野における DX

- ・ 科学的知見に基づく測定、データ分析、トレーニング指導等を行える人材を育成します。
- ・ 言語化しにくい指導内容を映像やデータによりわかりやすく伝えられるよう、指導現場におけるスポーツ科学の普及を促進します。

④ スポーツ科学拠点施設を想定したデータの蓄積・活用方法等の検討

- ・ 競技拠点施設、大学等と測定データやスポーツ科学による効果的なトレーニング手法などを共有する仕組みや、効果的な活用方法について検討します。
- ・ 国の HPSC³⁸との連携が可能な情報管理体制を構築し蓄積したデータを活用する支援メニュー等を検討します。

³⁶ VR…Virtual Reality（仮想現実）の略。コンピューターによって作られた仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体験・体感できる技術。

³⁷ AR…Augmented Reality（拡張現実）の略。スマートフォンやタブレット越しで見ると、現実世界にナビゲーションや 3D データ、動画などのデジタルコンテンツが出現し、現実世界に情報を付加してくれる技術。

³⁸ ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC） 日本のトップアスリートの中核拠点として、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学セン

施策2 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出

(1) 身近で気軽にスポーツに親しめる機会の充実

取組の方向性

- ・ 県民誰もが自分の興味や体力に応じて参加できるスポーツイベントの開催、支援を行い、スポーツを楽しむことができる多様な機会を創出します。
- ・ 「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組の普及を図り、県民誰もがスポーツに親しむ、参画できる機会の創出・気運の醸成を図ります。

具体的な事業

① 多様なスポーツ体験の機会の提供

- ・ 県民総合スポーツ大会の開催など、県民が気軽に多様なスポーツの体験ができる機会を提供します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと連携し、親子教室、レベルアップ教室、公式戦の裏方体験、スタジアムツアーなど、スポーツに親しみ、プロ・トップスポーツチームを身近に感じる機会等を提供します。(再掲)

② 大規模スポーツ大会の実施

- ・ 秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会や埼玉県駅伝競走大会等、広範囲な地域を会場としたスポーツ大会を開催します。
- ・ 安全計画の確認や後援などを通じて、スポーツ団体、企業等が開催する大規模スポーツ大会を支援します。

ター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）が持つスポーツ医・科学、情報等による研究、支援及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、国内外のハイパフォーマンススポーツの強化に貢献している。

参考 URL <https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1100/Default.aspx>

③ 「県民スポーツの日」関連事業の推進

- ・ 広く県民のスポーツ参加を促すため、市町村やスポーツ団体と連携し、「県民スポーツの日（毎年6月の第1日曜日）」に関する事業の実施と周知に努めます。

④ 市町村と連携したスポーツ推進

- ・ 市町村と連携し、スポーツ活動の推進やスポーツイベントを実施します。
- ・ 市町村スポーツ主管課長会議等をとおり、地域のスポーツに関する課題を共有し、解決につながる事例等の情報共有を図ります。

⑤ スポーツ団体、大学、民間企業等と連携したスポーツ機会の創出

- ・ 民間企業等からの協賛やプロ・トップスポーツチームの協力を得て、県民に人気のスポーツ体験、プロ・トップスポーツチームによるスポーツ教室等、県民がスポーツに親しむことができる機会を提供します。
- ・ 大学と連携し、学生によるスポーツボランティアや事業実施のためのアシスタントなどを活用し、円滑なスポーツイベントの開催に取り組みます。

⑥ 健康マイレージ制度³⁹の推進

- ・ 県民誰もが楽しくウォーキングを続けることのできる「埼玉県コバトン健康マイレージ」について、事業効果の検証結果を踏まえた制度の推進を図ります。

⑦ スポーツの「する」分野におけるDX（再掲）

- ・ 民間事業者が行うVRやAR等のデジタル技術を活用したトレーニングなど新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

³⁹ 県民へ健康づくりを促す仕組みで、健診受診や毎日の歩数等に応じてポイント（マイレージ）を貯め、貯まったポイントによって賞品が当たる抽選に参加することができる。

(2) 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催

取組の方向性

- ・ 年齢、性別、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベント等を開催します。
- ・ eスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会の創出やトップレベル、大規模スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。

具体的な事業

① トップレベルの競技会や大規模スポーツ大会等の招致・開催の推進

- ・ 県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。
- ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会の準備を行い、令和8年度の開催を目指します。
- ・ 屋内50m水泳場の整備を見据え、国内主要大会の誘致を行います。

② eスポーツやバーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等多彩なイベントの支援

- ・ eスポーツやバーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等、県民の関心の高いイベントを支援します。

(3) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートを身近に感じる機会の拡大

取組の方向性

- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの交流を進めることで、県民のスポーツへの興味関心を高めます。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと地域スポーツ活動の連携を推進します。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチームとの連携（一部再掲）

- ・ プロ・トップスポーツチームによるスポーツ教室や県が企画するイベントへの選手派遣などを通して、県民とプロ・トップスポーツチームとの交流を深め、スポーツを楽しむ気運を醸成し、地域でのスポーツを振興します。（再掲）
- ・ プロ・トップスポーツチームの発信力を活用し、スポーツ等の県から県民への効果的な情報発信を行います。（再掲）
- ・ プロ・トップスポーツチームと協力し、各競技の普及、競技力の向上、部活動の地域移行等の課題に取り組みます。

② 本県ゆかりのトップアスリートとの連携

- ・ 多様な機会を活かし、講演や出前講座など本県ゆかりのトップアスリートから学ぶ機会を提供し、地域スポーツ活動の推進や人材育成等促進します。
- ・ トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力等を生かし、ジュニア期からのアスリート育成支援に取り組みます。

施策3 子供・若者のスポーツ活動の充実

(1) 学校体育の充実

取組の方向性

- ・ 子供が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成します。
- ・ 子供たち一人一人の特性に合った指導を実践し、効果的に体力向上を図るよう、指導者の養成などの取組を推進します。
- ・ 児童生徒を取り巻く社会環境の変化を踏まえながら、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の継続を図り、その調査や分析結果を体育の授業等のより一層の充実につなげるための方策を検討します。
- ・ 体育活動における事故防止や効果的な指導を実践するため、スポーツ科学に基づいた安全な指導の実践に向けた指導者研修等の充実に取り組みます。
- ・ 障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指すためにも、個に応じた指導計画を作成し、指導すべき内容やその体制等を工夫するよう、教育委員会を通じて学校現場に積極的に働きかけます。

具体的な事業

① 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実践するための資質や能力を育む活動の推進

- ・ 児童生徒がスポーツへの関心を高めるとともに、豊かなスポーツライフを実現する能力を身に付けることができるよう体育活動を充実します。
- ・ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図ります。
- ・ 児童生徒が生涯にわたり主体的にスポーツに取り組むことができるよう体育授業の質を向上させるため授業研究会等の充実を図ります。
- ・ 体育祭や球技大会等の体育的行事を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を形成し、定着するよう取り組みます。
- ・ 定期の健康診断時に行う運動器の検診を通じ、過度のスポーツ活動によるスポーツ障害の予防を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図ります。
- ・ オリンピアン・パラリンピアンをはじめとしたアスリートを学校に派遣し、児童生徒へ授業を行い、生涯を通じた多様な学習活動のための土台作りを推進します。

② 体力と運動技能を高める活動の推進

- ・ スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けさせるとともに、運動に親しむ習慣を確立するため、児童生徒の多様な個性や能力に応じた指導を行います。
- ・ 体育祭や球技大会等の体育的行事を通して、児童生徒の体力の向上に努めます。
- ・ 運動の特性や魅力を児童生徒が十分に理解できるように、専門的な知識や指導力を有する外部指導者を活用します。
- ・ 体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修や体育・保健体育の授業の充実を図ります。
- ・ 障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進します。

③ 児童生徒一人一人の目標値の設定による体力の向上

- ・ 「体力プロフィールシート」等を活用し、児童生徒一人一人の目標を設定することにより、発達段階や個人差に応じた指導を実践し、より効果的に体力向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力等の現状を把握・分析し、体育の授業や特別活動の体育的行事、授業間の休憩時間を活用した外遊び等の体力向上の継続的な取組の改善に役立てます。
- ・ 学校や地方公共団体等が家庭や地域等とも連携し、児童生徒の体力・運動能力向上に関する優良事例の提供や研修の実施等を通じて積極的な働きかけを行います。

④ 小学校の体育的活動への外部指導者の活用

- ・ 小学校において、体育的活動を推進するため、市町村や県スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会等と連携し、外部指導者の活用を図ります。
- ・ アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用等により、保健体育をはじめ、小学校の体育科における専科指導を一層推進し、専科指導教員を配置できるよう努めます。

⑤ 東京 2020 大会のレガシーの継承

- ・ 東京 2020 大会を児童生徒の成長の好機と捉え、スポーツ全般への興味・関心を高めたり、多様性の理解を深めたりするための教育プログラムの県内小中学校等での活用に向け、引き続き県内に広く周知します。
- ・ 東京 2020 大会によるスポーツの機運向上も踏まえ、子供たちが運動やスポーツの大切さを体感できる取組を継続し、その心身の健やかな成長につなげることが重要であり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けて減少してしまったスポーツの機会を取り戻し、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けて、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実などの対策に取り組みます。

⑥ 学校体育施設や設備の整備の推進

- ・ 学校設置者と連携し、国の支援も活用しながら、老朽化対策等の学校体育施設や設備の整備を進めます。

(2) 運動部活動の充実と地域移行に向けた支援

取組の方向性

- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、地域におけるスポーツ環境の整備充実に向けた支援を行います。
- ・ 国及びスポーツ団体等と連携しつつ、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、本県が別途定めた「指針」「手引き」に基づき、部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための支援を行います。

具体的な事業

① 運動部活動における外部指導者の活用の充実

- ・ 中学校等において、専門性を生かした指導の充実や部活動を指導できる教員不足に対応するため、外部指導者の活用を進めます。
- ・ 高等学校において、生徒の運動技能を踏まえた指導等、専門的知識や技能を有した外部指導者を配置し、運動部活動の活性化を図ります。

② 指導者の資質向上

- ・ 運動部活動の指導教員や外部指導者の指導力の向上を図るため、講習会を実施します。
- ・ 運動部活動の経験の少ない教員への支援体制の在り方について検討します。
- ・ 効果的で安全な運動部活動を推進していくために、スポーツ科学の知見を持つ有識者を活用した講習会を実施します。
- ・ スポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図ります。

③ 運動部活動の地域移行に向けた環境整備

- ・ 県と市町村が連携し、一体となって検討を進め、部活動の地域移行が円滑に進むよう努めます。
- ・ 運動部活動の地域移行に向けて、県スポーツ協会等と共に、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツクラブなどとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ スポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図ります。
- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進します。

④ 運動部活動の充実

- ・ 国が行う多様なニーズを踏まえた運動部活動の運営の在り方についての実践・調査研究を踏まえ、運動部活動の充実に取り組みます。
- ・ 学校の実態に応じて、近隣の学校と合同で組織する複数校合同部活動の取組を進めるとともに、運動部活動の各種大会の充実に取り組みます。

⑤ 特別支援学校児童生徒のスポーツ活動の推進

- ・ 特別支援学校児童生徒のスポーツ活動の推進を図り、全国的なスポーツ大会への参加を促進します。

⑥ 運動部活動の安全性の確立

- ・ 運動部活動における安全性を確立するため、運動部活動指導資料の活用を推進します。
- ・ 指導者への講習会等において、救急法及びA E D講習等を実施するなど、運動部活動時の緊急事態にも対応できる知識や技術の習得と意識の向上を図ります。

(3) 地域におけるスポーツ活動の充実

取組の方向性

- ・ 幼児期からの運動習慣づくりを推進します。
- ・ 学校と家庭・地域が相互に連携しながら、身近な地域において子供がスポーツに接し、親しむ取組を推進します。
- ・ 子供や若者が興味を持って取り組めるような新しいスポーツを推進します。

具体的な事業

① 幼児期運動指針の普及・活用

- ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ団体と連携し、「幼児期運動指針」及び当該指針に基づく指導のための資料を、教育機関、保育所等及び幼児の保護者に普及し、その活用を促進します。

② 「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及・活用

- ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ団体と連携し、小学生の発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図るため、教育機関等への情報提供に努め、その活用を促します。
- ・ 幼稚園教諭を対象とした研修等で幼児期運動指針や「アクティブ・チャイルド・プログラム」を周知し、その活用を促進します。

③ スポーツ団体との連携によるスポーツ機会の拡大

- ・ 児童生徒が運動を楽しみ、スポーツ実践の基礎となる体力や運動技能を身に付けることができるよう、スポーツ団体と連携し、子供向けスポーツ教室等、体力向上の取組を推進します。
- ・ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実に図ります。

④ スポーツ団体に対する子供のスポーツ障害予防知識の普及

- ・ スポーツ少年団等の指導者に対し、子供のスポーツ障害予防に関する研修を実施します。

⑤ スポーツ少年団活動の支援

- ・ スポーツの裾野の拡大と子供のスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県スポーツ協会等と連携し、各種大会の円滑な運営や指導者の資質向上等により、スポーツ少年団の活動を支援します。
- ・ 関係スポーツ協会及び市町村、市町村体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図ります。

⑥ 学校と家庭や地域の連携の推進

- ・ 「学校応援団」⁴⁰を活用し、家庭や地域の教育力を生かしたスポーツに係る取組を推進します。
- ・ 学校と家庭や地域の連携により、健康、安全、体力の向上に関する啓発や体力向上の取組等を推進します。

⑦ 野外活動やレクリエーション活動の推進

- ・ ハイキング、サイクリング、キャンプ活動等の野外活動やレクリエーション活動を関係団体と連携しながら促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成します。

⑧ プロ・トップスポーツチームや選手との交流

- ・ スポーツ教室の開催をはじめ、プロ・トップスポーツチームや選手との交流を促進し、スポーツへの興味や関心を高めます。
- ・ 地域のスポーツ振興のため、チームと連携し、子供たちをプロ・トップスポーツチームの試合に招待します。
- ・ オリンピアンを輩出したチームの選手やコーチによるスポーツ体験教室を実施します。

⑨ 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツの推進

- ・ eスポーツやアーバンスポーツ、バーチャルスポーツなど、子供や若者をターゲットとしたスポーツを推進します。

⁴⁰ 学校における学習活動、安全確保、環境整備等についてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

⑩ 運動部活動の地域移行に向けた環境整備（再掲）

- ・ 県と市町村が連携し、一体となって検討を進め、部活動の地域移行が円滑に進むよう努めます。
- ・ 運動部活動の地域移行に向けて、県スポーツ協会等と共に、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツクラブなどとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。
- ・ スポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図ります。
- ・ 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進します。

(4) 青少年の健全育成

取組の方向性

- ・ スポーツは身体の健全な成長を促します。また、スポーツによる仲間との交流を通じて豊かな人間関係を築く力や他人への思いやりの心を育むほか、フェアプレーの精神や自ら限界に挑戦するための克己心を身に付けられるなどスポーツによる青少年の健全育成を推進します。

具体的な事業

① 幼児期運動指針の普及・活用

- ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ団体と連携し、「幼児期運動指針」及び当該指針に基づく指導のための資料を、教育機関、保育所等及び幼児の保護者に普及し、その活用を促進します。

② 「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及・活用

- ・ 市町村、教育関係団体及びスポーツ団体と連携し、小学生の発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及を図るため、教育機関等への情報提供に努め、その活用を促します。

③ 学校と家庭や地域の連携の推進（再掲）

- ・ 「学校応援団」を活用し、家庭や地域の教育力を生かしたスポーツに係る取組を推進します。
- ・ 学校と家庭や地域の連携により、健康、安全、体力の向上に関する啓発や体力向上の取組等を推進します。

④ スポーツ少年団活動の支援（再掲）

- ・ スポーツの裾野の拡大と子供のスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県スポーツ協会等と連携し、各種大会の円滑な運営や指導者の資質向上等により、スポーツ少年団の活動を支援します。
- ・ 関係スポーツ協会及び市町村、市町村体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多目型のスポーツ少年団の増加を図ります。

⑤ 野外活動やレクリエーション活動の推進（再掲）

- ・ ハイキング、サイクリング、キャンプ活動等の野外活動やレクリエーション活動を関係団体と連携しながら促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成します。

⑥ プロ・トップスポーツチームや選手との交流（再掲）

- ・ スポーツ教室の開催をはじめ、プロ・トップスポーツチームや選手との交流を促進し、スポーツへの興味や関心を高めます。
- ・ 地域のスポーツ振興のため、チームと連携し、子供たちをプロ・トップスポーツチームの試合に招待します。
- ・ オリンピアンを輩出したチームの選手やコーチによるスポーツ体験教室を実施します。

⑦ 子供や若者をターゲットとした新しいスポーツの推進（再掲）

- ・ eスポーツやアーバンスポーツ、バーチャルスポーツなど、子供や若者をターゲットとしたスポーツを推進します。

施策４ スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実

(1) 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供促進

取組の方向性

- ・ 女性は結婚・出産などライフステージの節目においてスポーツの習慣が途切れやすいことから、女性のスポーツ参加促進に向けた取組を進めます。
- ・ 育児などでスポーツの機会が減少している女性を対象として、スポーツ活動を推進します。
- ・ 女性がスポーツを継続しやすい環境整備を促進します。

具体的な事業

① 女性のライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

- ・ 日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける配慮を促進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツチームと協働で、親と子が共に楽しめるスポーツ教室の開催を促進します。

② 女性プロ・トップスポーツチームへの支援

- ・ チームの積極的な魅力発信により、ファン層の拡大を図ります。
- ・ WEリーグ⁴¹と連携し、県、チーム、県サッカー協会、ホームタウン市等をメンバーとした気運醸成委員会を設置し、WEリーグを盛り上げ、女子スポーツの振興を図ります。

③ 女性アスリートへの支援

- ・ 女子児童・生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と協議との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、同性の産婦人科などの専門家による支援を実施します。
- ・ スポーツ団体の運営に関わる女性指導者、女性役員を増やします。

⁴¹ 2021年9月に開幕した日本初の女子プロサッカーリーグ。リーグを核に関わるみんな（わたしたち：WE）が主人公として活躍する社会を目指す、という思いが込められている。開幕時の11チーム中、3チーム（浦和レッドダイヤモンズレディース、大宮アルディージャ及びちふれASエルフェン埼玉）が本県からの参戦のチーム。

参考 WEリーグHP <https://weleague.jp/>

(2) 働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進

取組の方向性

- ・ 働く世代・子育て世代のライフスタイル・ライフステージに合わせたスポーツに関するニーズに応じた様々なスポーツの機会の提供を促進します。

具体的な事業

① 職場ぐるみのスポーツ活動の促進

- ・ ビジネスパーソンへの職場でスポーツをする機会の提供等、職場ぐるみのスポーツ活動を促進します。
- ・ 民間企業へスポーツを通じた「健康経営」の普及を図ります。
- ・ 従業員のスポーツ活動の支援や促進に向けて優れた取組を推進している民間企業の認定を促進します。
- ・ ボッチャ大会など、チームで参加するスポーツイベントを開催し、職場単位での参加を促進します。

② 各種スポーツ大会やイベント等開催の推進

- ・ 市町村やスポーツ団体等と連携し、幅広い世代をターゲットとしたスポーツ大会やスポーツフェスティバル等、スポーツイベントを実施・支援します。

③ 県内の豊かな自然に親しむスポーツの推進

- ・ 自然に親しめるハイキング、キャンプ活動等、本県の豊かな自然を生かしたアウトドアスポーツについて、体験イベントの開催や情報発信により、その魅力を広める取組を推進します。
- ・ 川・湖沼で行うカヌー・ラフティング等や、山や田園風景を楽しむサイクリングなどのスポーツの普及に取り組みます。

④ 子育て世代へのスポーツ機会の提供

- ・ 家事や育児をしながら行える運動や子供と一緒に取り組めるスポーツ等、日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける配慮を促進します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと協働で、親子で一緒に楽しめるスポーツ教室開催を推進します。

(3) スポーツ科学を活用したスポーツ実施率の向上促進

取組の方向性

- ・ 県のスポーツ振興の拠点となる、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。
- ・ スポーツ科学を取り入れ、集積・分析したデータ等を県民のスポーツ実施率等に活かします。

具体的な事業

① 屋内50m水泳場の整備推進

- ・ 日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内50m水泳場を整備し、アスリートの競技力の向上につなげるとともに、国内主要大会を開催し、水泳の普及振興を図ります。
- ・ 1年を通して天候に左右されず誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図ります。

② スポーツ科学拠点施設の整備推進

- ・ スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上を支援するとともに、地域でスポーツに親しむ県民の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を図る拠点として上尾運動公園の再整備と一体的に推進します。

③ スポーツを「する」分野におけるDX(再掲)

- ・ 民間事業者が行うVRやAR等のデジタル技術を活用したトレーニングなど新たなスポーツの楽しみ方を提供する取組を支援し、広く情報を発信します。
- ・ 企業やプロ・トップスポーツチームと連携し、リモートでスポーツを楽しむことができる新たな機会の創出について検討します。

施策5 パラスポーツの機会の充実

(1) 障害に応じたスポーツの機会の創出

取組の方向性

- ・ 障害の種類など障害者のニーズに合わせたスポーツの機会を創出します。
- ・ 障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組みます。

具体的な事業

① 市町村、障害者福祉団体等への先進事例の情報提供

- ・ 市町村、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等に、先進事例の情報を提供するなど、障害者それぞれのニーズに応じたスポーツができる機会の提供を促進します。

② 障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備

- ・ 安心してスポーツを実施できるよう総合リハビリテーションセンター体育館等の施設の活用を促進します。
- ・ 総合リハビリテーションセンターなどの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。
- ・ 県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談・サポート事業を実施し、地域で暮らす障害者の安全なスポーツ施設利用やトレーニング指導に活用できるような支援環境の構築を支援します。
- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。
(再掲)

③ 障害者のスポーツ施設利用や観戦のしやすさの向上推進

- ・ スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組みます。
- ・ スポーツ施設管理者に対して、施設におけるパラスポーツ対応への意識啓発を行います。

④ 障害者に対するスポーツ関連情報の提供

- ・ 県内の障害者のスポーツ大会・イベントの開催状況や県内のスポーツ施設の利用に関する情報を提供します。

(2) パラスポーツの推進

取組の方向性

- ・ 障害のない方に広くパラスポーツを知ってもらい、共に楽しんでもらうことは、障害者に対する理解を促進する上で重要です。障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラスポーツの裾野の拡大と競技人口の増加を図ります。

具体的な事業

① 障害のある方もない方も参加できるパラスポーツの普及・啓発

- ・ 市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない人のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。
- ・ より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。
- ・ 小中学校等でパラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツの理解促進を図ります。
- ・ 「彩の国ふれあいピック」の開催や「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣等を通じて、パラスポーツの普及・啓発を進めます。

② パラスポーツをささえる人材の養成・活用

- ・ 県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員等、パラスポーツをささえる人材を養成し、地域での活動を促進します。

③ パラスポーツの推進体制の整備

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各競技団体等と連携し、パラスポーツを推進します。

施策6 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり

(1) 高齢者がスポーツに気軽に参加できる場や機会の充実

取組の方向性

- ・ 高齢者がスポーツを始めるきっかけづくりや生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会と場を充実します。

具体的な事業

① 高齢者が参加しやすいスポーツイベントの普及

- ・ 市町村、スポーツ団体等と連携し高齢者が参加しやすいスポーツイベントを開催します。
- ・ 高齢者が参加しやすいイベント内容・運営などについての工夫や取組事例を市町村等と共有し、機会の創出を図ります。

② 健康長寿埼玉プロジェクトの普及

- ・ 健康長寿埼玉プロジェクト等の普及を通じ、スポーツを通じた健康づくりに取り組む人を増やします。
- ・ 健康寿命の延伸に向け、スポーツプログラムの策定や先進事例の普及を通じて、適切なスポーツの習慣化を図ります。

③ 全国健康福祉祭大会⁴²（ねんりんピック）への埼玉県代表選手団の派遣

- ・ 高齢者スポーツの振興のため、全国健康福祉祭大会（ねんりんピック）への選手を派遣します。

⁴² 「全国健康福祉祭」は「ねんりんピック」の愛称で親しまれている。60歳以上の高齢者を中心とするスポーツや文化種目の交流大会を始め、美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康福祉機器展など、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典。ねんりんピックは、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63年から毎年、各県で開催されている。

(2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会の準備・開催

取組の方向性

- ・ スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与します。

具体的な事業

① 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会準備

- ・ 全国から参加する高齢者と、地域や世代を超えた交流を通じて、子供から高齢者まで誰もが楽しめる機会を作り、共に助け合う、共生社会を広げていく機運を高める大会となるよう、開催に向けた準備を進めます。

② 全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会開催（令和8年度）

- ・ 全国から集う参加者に対し、本県のアニメ、和文化、グルメ、地酒、伝統工芸品など、多彩な地域資源と、埼玉県が誇るおもてなし・ホスピタリティに富んだ歓迎を行い、全国に本県の魅力を発信すると共に、来県者や県民双方に心に残る大会を開催します。

(3) 健康増進・健康長寿社会の実現

取組の方向性

- ・ 人生100年時代を見据えて、スポーツを通じた心身の健康増進・健康長寿社会の実現を推進します。

具体的な事業

① スポーツを通じた地域での健康増進

- ・ 県内地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域での健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかけます。
- ・ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図ります。

② スポーツを通じた心身の健康増進に向けた情報発信

- ・ スポーツによる健康増進の効果についての好事例などの情報発信を行います。
- ・ 科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進します。

③ 健康長寿埼玉プロジェクトの普及（再掲）

- ・ 健康長寿埼玉プロジェクト等の普及を通じ、スポーツを通じた健康づくりに取り組む人を増やします。
- ・ 健康寿命の延伸に向け、スポーツプログラムの策定や先進事例の普及を通じて、適切なスポーツの習慣化を図ります。

施策7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上

（1）競技スポーツ人口の拡大及びアスリートの発掘・育成・強化支援

取組の方向性

- ・ 適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、育成・強化と一貫した支援体制を整備・充実させます。
- ・ 特にパラスポーツについては、タレント発掘のための取組が、競技の裾野を広げ、スポーツを実施する障害者を増やすことにもつながることから、幅広い層へのアプローチが可能となるよう関係団体と連携して取り組みます。

具体的な事業

① アスリートの発掘・育成

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体、小中高校や特別支援学校等と連携し、才能あるアスリートの発掘を推進するとともに、アスリート個人の状況に応じた効果的な育成を図ります。
- ・ ジュニア期からトップアスリートまでの一貫した指導が継続されるよう、競技団体内や指導者間でのアスリートに関する情報の円滑な共有を図ります。また、競技団体や指導者に対する指導方法等に関する研修を充実します。
- ・ 県障害者スポーツ協会と連携し、「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣や、パラアスリート並びに各競技団体への活動支援等により、競技人口の拡大及び競技力の向上を図ります。
- ・ 総合リハビリテーションセンターと連携し、障害の特性、種類に応じた競技力向上支援を行います。

② 埼玉県ゆかりのオリンピック・パラリンピアン等の育成

- ・ スポーツ科学による科学的なサポートや強化活動費の助成等により、埼玉県ゆかりのアスリートのオリンピック・パラリンピック等での活躍を見据えた支援を行います。
- ・ 安全で公正な競技の実施に向け、本県の選手や指導者に対するアンチドーピングの研修を充実します。

(2) アスリートの競技力向上支援

取組の方向性

- ・ 県スポーツ協会や競技団体と連携して、継続的効果的な競技力向上支援を推進します。
- ・ 国の HPSC との連携を深め、スポーツ科学の知見や技術に関する情報を得るとともに、アスリートの強化支援を行います。
- ・ スポーツ科学の知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上を推進します。

具体的な事業

① スポーツ団体と連携した競技力向上支援の充実

- ・ 各競技団体の競技力に応じ、国民体育大会（国民スポーツ大会）等の国内大会や国際大会・海外遠征等に関する経費の一部を支援します。
- ・ 県スポーツ協会・県障害者スポーツ協会等と連携し、各競技団体等における公認指導者や有資格指導者の登録の促進、選手強化のためのコーチ研修会やスポーツ指導者研修会等の充実を図り、競技力向上に向けた優秀な指導者の育成に取り組みます。

② HPSC との連携強化

- ・ スポーツ科学、デジタル技術などの最新の知見や技術に関する情報を得るとともに、アスリートの競技力向上に関する連携を深めます。

③ スポーツ科学を活用した競技力向上支援

- ・ 中央競技団体、県スポーツ協会及び競技団体等と連携・協力し、映像を活用した動作・ゲームの分析やアプリなどのデジタル技術を活用した強化支援及び広報について検討・実施します。
- ・ アスリートの目的に沿って、トレーニング、スポーツ栄養、スポーツ心理、スポーツ傷害予防などの専門家によるサポートを実施します。
- ・ アスリートの高い能力をさらに伸ばすため、スポーツ科学の基礎やそれらを習慣化するコツを学ぶ機会を提供します。
- ・ フィットネスチェック（身体能力テスト）を行い、その結果から今後のトレーニングに対するアドバイスを提供します。
- ・ 日常のトレーニングや生活習慣の中で生じた疑問や課題などを解決することを目的として、スポーツ科学による相談会を実施します。

④ 指導者の育成・スポーツ系大学との連携強化

- ・ スポーツ科学に係る専門家や大学等との連携を深め、スポーツ科学の専門的な知見を活用できる指導者を育成し、本県のアスリートに対する競技力向上支援を推進します。

⑤ 女性アスリートへの支援（一部再掲）

- ・ 女子児童・生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。（再掲）
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と協議との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、同性の産婦人科などの専門家による支援を実施します。（再掲）

(3) アスリートの競技継続支援

取組の方向性

- ・ 国際舞台や国民体育大会（国民スポーツ大会）等での活躍を目指すアスリートと県内企業とのマッチングを行い、アスリートの競技継続を支援します。
- ・ アスリートの特性や意向等を踏まえ、新たな競技への挑戦・競技転向を支援します。

具体的な事業

① 安定した競技生活を継続するための就職支援

- ・ 埼玉アスリート無料職業紹介所「埼玉アスリート就職サポートセンター（以下、「埼玉アスサポ」という。）」の円滑な運営に努めます。
- ・ 競技団体、大学を通じて所属するアスリートに対しての埼玉アスサポの周知と登録促進を継続的に実施します。
- ・ 大学が実施する就職活動説明会などの機会を活用し、周知を積極的に行います。
- ・ アスリートのセカンドキャリアとして、競技引退後も次世代を育成・支援するなど本県スポーツ界の発展に貢献してもらえよう後押しをします。

② 経済団体等との連携による埼玉アスサポの周知と登録企業の拡大

- ・ 経済団体、金融機関等と連携し、県内企業への周知を図ります。

③ 埼玉アスサポを活用したマッチングの機会の創出と好事例の発出

- ・ アスリートと登録企業とのマッチングの機会を定期的に設けます。
- ・ アスリートが安心して競技に打ち込める具体的な支援の内容やアスリートの採用による会社の活性化など、アスリート、企業双方からの制度のメリット等について発信します。

④ アスリートの競技転向支援

- ・ アスリートの特性や意向、客観的データ等を踏まえ、新たな競技への挑戦・競技転向を支援します。

(4) プロ・トップスポーツチーム等と連携した支援の充実

取組の方向性

- ・ 埼玉県内のプロ・トップスポーツチームや埼玉県ゆかりのトップアスリートが有する技術やノウハウ・経験を活用した次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組めます。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチームとの連携

- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等と連携し、アスリートを対象としたプロ・トップスポーツチームによる競技体験や技術指導等を行う機会を創出します。
- ・ プロ・トップスポーツチームと連携し、次代の本県アスリートとなる子供たちに夢や希望を与え、スポーツの裾野を広げるとともに、次世代のアスリートの発掘・育成に取り組めます。

② 本県ゆかりのトップアスリートとの連携（再掲）

- ・ 多様な機会を活かし、講演や出前講座など本県ゆかりのトップアスリートから学ぶ機会を提供し、地域スポーツ活動の推進や人材育成等促進します。
- ・ トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力等を生かし、ジュニア期からのアスリート育成支援に取り組めます。

(5) 支援体制の強化

取組の方向性

- ・ 競技力向上に関する県の取組を広く県民、企業等に周知し、参加や協賛につなげます。
- ・ 県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等と連携し、スポーツ科学拠点施設の整備を見据えた支援体制の構築に取り組めます。

具体的な事業

① アスリート支援体制の構築

- ・ 市町村、スポーツ団体等との連携を深め、効果的なアスリートの競技力向上支援に関する取組の周知、成果の発信などを行います。
- ・ 県内企業に対し取組を周知し、スポーツ埼玉みらい資金（SSF）への寄付へつなげます。
- ・ アスリートの競技力向上支援を通して、スポーツ科学拠点施設の整備を見据えた県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、競技団体等と連携や、各団体間の連携を推進します。

(6) 屋内50m水泳場、スポーツ科学拠点施設の整備推進

取組の方向性

- ・ 本県の競技力向上とスポーツ振興の拠点となる、屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進します。

具体的な事業

① 屋内50m水泳場の整備推進（再掲）

- ・ 日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内50m水泳場を整備し、アスリートの競技力の向上につなげるとともに、国内主要大会を開催し、水泳の普及振興を図ります。
- ・ 1年を通して天候に左右されず誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図ります。

② スポーツ科学拠点施設の整備推進（再掲）

- ・ スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上を支援するとともに、地域でスポーツに親しむ県民の競技力向上支援やスポーツを通じた県民健康増進を図る拠点として上尾運動公園の再整備と一体的に推進します。

施策 8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保

(1) スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化

取組の方向性

- ・ スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります。

具体的な事業

① スポーツ団体のガバナンス強化

- ・ 県スポーツ協会、障害者スポーツ協会等と連携し、競技団体、地域のスポーツ団体等に対し、規模や競技志向にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンスに関する研修等を実施します。

(2) スポーツ団体のコンプライアンスの徹底・スポーツにおけるハラスメントの防止

取組の方向性

- ・ スポーツが本来有する魅力や社会に対する影響力の強さを意識しつつ、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶に努め、県民やアスリートが安心してスポーツに親しむことができる環境を作ります。
- ・ アスリート個人に対する誹謗中傷やハラスメントの防止に努め、安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

具体的な事業

① スポーツ関係者の体罰、暴力、ハラスメントの根絶

- ・ スポーツ団体、教育機関等と連携し、広くスポーツを取り巻く活動の中でのコンプライアンス違反、暴力等の根絶を目指し、アスリートや指導者に対する教育・研修の強化を推進します。
- ・ 暴力やハラスメントに悩む県民・アスリートに対する相談体制の拡充を図ります。

(3) スポーツ・インテグリティの促進・ドーピングの防止

取組の方向性

- ・ スポーツの価値を維持し、さらにスポーツが様々な社会的課題の解決に寄与するためには、スポーツが安全で公正に行われることが前提です。
- ・ ドーピング防止に関する研修や学習活動の機会の確保に向けた取組を行います。

具体的な事業

① 正しい知識を得る機会の確保

- ・ アスリートや指導者等に対するフェアプレー精神や、県や国を代表するアスリートとしての心構えやリスクマネジメントについての教育を推進します。
- ・ 機会を捉えて、安全で公正な競技の実施に向け、本県の選手や指導者に対するアンチドーピングの研修を充実します。
- ・ 競技団体、教育機関等と協力し、サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反が起きないように、アスリート・保護者・指導者等に対するドーピング防止教育を推進します。

② ドーピングに関する情報提供の強化

- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実します。

(4) スポーツ事故・スポーツ傷害の防止

取組の方向性

- ・ スポーツに起因する事故を未然に防ぎ、県民誰もが安全に、安心してスポーツを楽しめる環境の構築を進めます。

具体的な事業

① 安全なスポーツ活動に関する情報の発信

- ・ 県スポーツ協会、競技団体、地域のスポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し、定期的に研修等を実施するよう促します。
- ・ 競技の特性等を踏まえ、熱中症対策や大会開催方法等の見直しなど、県民の安全なスポーツ活動に関する啓発・普及を行います。
- ・ スポーツ活動が行える環境確保のために、新型コロナウイルス感染防止対策などについて、アスリートや指導者等のスポーツ関係者や、スポーツ施設周辺の地域住民などを含めた安全・健康管理等に関する啓発を行います。

② 運動部活動の安全性の確立（再掲）

- ・ 運動部活動における安全性を確立するため、運動部活動指導資料の活用を推進します。
- ・ 指導者への講習会等において、救急法及びAED講習等を実施するなど、運動部活動時の緊急事態にも対応できる知識や技術の習得と意識の向上を図ります。

③ スポーツ団体に対するスポーツ傷害予防知識の普及

- ・ 地域のスポーツクラブ等の指導者に対し、スポーツ傷害予防に関する研修を実施します。

施策9 スポーツによる共生社会の実現

(1) 女性の活躍

取組の方向性

- ・ 女性のスポーツ実施率の向上や女子スポーツの振興を通じて、リーダーシップやマネジメント、ダイバーシティ等を学び、女性の活躍を促進します。
- ・ スポーツ団体の運営に携わる女性が増えることで、多様な価値観や透明性を生み出し、競技の発展が期待できます。女性指導者やスポーツ団体における女性役員の育成支援を行います。

具体的な事業

① 女性のライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進（再掲）

- ・ 日常生活の中で手軽に取り組むことができるスポーツ活動を推進します。
- ・ 子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける配慮を促進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツチームと協働で、親と子が共に楽しめるスポーツ教室の開催を促進します。

② 女性プロ・トップスポーツチームへの支援（再掲）

- ・ チームの積極的な魅力発信により、ファン層の拡大を図ります。
- ・ WEリーグ⁴³と連携し、県、チーム、県サッカー協会、ホームタウン市等をメンバーとした気運醸成委員会を設置し、WEリーグを盛り上げ、女子スポーツの振興を図ります。

⁴³ 2021年9月に開幕した日本初の女子プロサッカーリーグ。リーグを核に関わるみんな（わたしたち：WE）が主人公として活躍する社会を目指す、という思いが込められている。開幕時の11チーム中、3チーム（浦和レッドダイヤモンズレディース、大宮アルディージャ及びちふれASエルフェン埼玉）が本県からの参戦のチーム。

参考 WEリーグHP <https://weleague.jp/>

③ スポーツにおけるハラスメントの防止等

- ・ 県スポーツ協会等と連携し、アスリートに対するハラスメントの防止に向けた啓発活動を実施するとともに、相談窓口の拡充を図ります。
- ・ 部活動やスポーツ団体の活動などの場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向けた取組を推進します。

④ 女性アスリートへの支援（一部再掲）

- ・ 女子児童・生徒や女性アスリートの健康課題等に関する本人、保護者、指導者の理解を促進します。（再掲）
- ・ 月経についての悩みや出産・育児と協議との両立など、女性アスリート特有の課題に対し、同性の産婦人科などの専門家による支援を実施します。（再掲）

⑤ 女性特有のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツの促進

- ・ ヨガやピラティスをはじめ、筋力の少ない女性でも気軽にはじめることのでき、かつ、美容にもよいとされるスポーツについて情報提供をします。

⑥ 女性指導者、女性役員等の配置促進

- ・ スポーツ団体の運営に関わる女性指導者、女性役員を増やします。（再掲）

(2) パラスポーツの普及、裾野拡大

取組の方向性

- ・ 障害のある方が、障害の種類や程度、さらには自らのライフステージやライフスタイルに応じてスポーツの価値を享受できるための取組を進め、パラスポーツの普及、裾野を拡大し、パラスポーツを楽しむ方を増やします。
- ・ すべての県民がパラスポーツの素晴らしさを共有できる環境づくりを進め、パラスポーツを通じた障害者の積極的な社会参加を推進します。
- ・ 東京 2020 大会のレガシーを継承・発展させ、スポーツを通じた障害者の社会参加、共生社会の実現を推進します。

具体的な事業

① 障害のある方もない方も参加できるパラスポーツの普及・啓発（再掲）

- ・ 市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない人のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。
- ・ より多くの障害者にパラスポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。
- ・ 小中学校等でパラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツの理解促進を図ります。
- ・ 「彩の国ふれあいピック」の開催や「全国障害者スポーツ大会」への選手団の派遣等を通じて、パラスポーツの普及・啓発を進めます。

② 障害者に対するスポーツ関連情報の提供

- ・ 県内のパラスポーツ大会、パラスポーツ関係イベントや障害者利用に配慮を行っている県内スポーツ施設の利用に関する情報を提供します。

③ **パラスポーツをささえる人材の養成・活用（再掲）**

- ・ 県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導員等、パラスポーツをささえる人材を養成し、地域での活動を促進します。

④ **市町村、障害者福祉団体等への先進事例の情報提供（再掲）**

- ・ 市町村、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等に、先進事例の情報を提供するなど、障害者それぞれのニーズに応じたスポーツができる機会の提供を促進します。

⑤ **障害者が地域でスポーツに親しむ環境の整備（再掲）**

- ・ 安心してスポーツを実施できるよう総合リハビリテーションセンター体育館等の施設の活用を促進します。
- ・ 総合リハビリテーションセンターなどの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。
- ・ 県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談・サポート事業を実施し、地域で暮らす障害者の安全なスポーツ施設利用やトレーニング指導に活用できるような支援環境の構築を支援します。
- ・ 身近なところで障害者がスポーツに親しめるよう、各市町村での現状を把握するとともに、スポーツ施設の設備別に、障害に応じた利用促進のポイントや工夫をわかりやすく解説したマニュアル等を作成し、広く市町村・施設管理者等へ普及します。

⑥ **障害者のスポーツ施設利用や観戦のしやすさの向上促進（再掲）**

- ・ スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組みます。
- ・ スポーツ施設管理者に対して、施設におけるパラスポーツ対応への意識啓発を行います。

(3) 国際交流の促進

取組の方向性

- ・ スポーツは世界共通の「文化」であり、世界中のあらゆる人々と交流を行う際の「言語」となり得ることを踏まえ、スポーツを通じた外国人との触れ合いやつながりを深めていく取組を進めます。
- ・ 本県在住の外国人のスポーツ活動への参加を促進し、本県における多文化共生社会の実現に寄与します。

具体的な事業

① 多様な交流ができるスポーツ大会やイベント等の開催

- ・ 地域の日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することなどにより、多様なスポーツの体験ができる機会を提供します。
- ・ 競技団体、プロチームと連携した国際親善試合を開催します。

② 多言語でのスポーツ情報提供

- ・ スポーツに関する情報を多言語で提供します。
- ・ 県営スポーツ施設等の多言語案内の設置を促進します。

施策10 スポーツを通じた地域の活性化

(1) スポーツを核とした魅力ある地域づくり

取組の方向性

- ・ 多彩なスポーツ大会・イベントの誘致・開催に取り組み、県内外からの交流人口を拡大させるとともに、スポーツ施設の活用による地域におけるにぎわいの創出や地域の魅力づくりを推進します。
- ・ スポーツの持つ、人を元気づけ人と人をつなげる力を活用し、スポーツによる地域コミュニティの活性化を促進します。

具体的な事業

① トップレベルの競技会や大規模スポーツ大会等の招致・開催の推進（一部再掲）

- ・ 県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の招致・開催を推進します。（再掲）
- ・ トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等を通じ、地域の魅力発信やにぎわいの創出を図ります。

② スポーツ施設を活用した地域の魅力づくり

- ・ スポーツ施設を活用し、地域のにぎわいの創出や魅力づくりを推進します。

③ eスポーツなどのイベントによる新たな観光客の誘致

- ・ スポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じ、県内外からの参加者が食や物産等、県の魅力を楽しめる併催イベントを開催し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 大会やイベントの参加者に、県内の各地域に足を運んでいただけるよう、地域の魅力を発信するプロモーションを推進します。

④ スポーツイベント等を通じた交流促進

- ・ 市町村、総合型地域スポーツクラブ、プロ・トップスポーツチーム等と連携し、性別、年齢、障害の有無に関係なく誰もが参加しやすいスポーツの機会の提供し、交流を促進します。
- ・ 関心のあるスポーツに関する情報や体験する機会を共有しながら交流する機会を提供します。

(2) プロ・トップスポーツチームやトップアスリートとの連携協働による地域振興

取組の方向性

- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートに対する地域一体となった支援を促進し、プロ・トップスポーツチームやトップアスリートによる本県の魅力発信、スポーツによるまちづくりを促進します。

具体的な事業

① プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートによる地域の魅力発信

- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリート、市町村等と連携し、地域におけるファン層の拡大を図り、県民のスポーツ振興につなげます。
- ・ プロ・トップスポーツチーム、トップアスリートの発信力を活用し、チームやアスリート練習拠点施設等を含めた地域の魅力を発信します。

② プロ・トップスポーツチーム等スポーツによるまちづくり

- ・ 市町村におけるホームタウンチーム化を促進し、ファン層の拡大や地域住民の一体感の醸成などを後押しします。
- ・ プロ・トップスポーツチームやトップアスリートによる地域でのスポーツ教室等の開催を通じ、地域スポーツの振興を図ります。
- ・ 地元の市町村、経済団体等と連携し、プロ・トップスポーツチームを核とした地域での活動を支援することで、地域経済の活性化、地域振興を後押しします。

(3) スポーツの成長産業化

取組の方向性

- ・ 多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じて、県内外からの交流人口の拡大やスポーツツーリズムを推進し、地域経済の振興に貢献します。
- ・ スポーツ関連産業への企業等の参入支援を通じ、スポーツ振興と産業振興の好循環を図ります。

具体的な事業

① e スポーツイベント等、多彩なスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じた地域活性化

- ・ スポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じ、県内外からの参加者が食や物産等、県の魅力を楽しめる併催イベントを開催し、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 大会やイベントの参加者に、県内の各地域に足を運んでいただけるよう、地域の魅力を発信するプロモーションを推進します。
- ・ 地元の食・特産品、観光や、旅行、アパレル、スポーツ用品等、様々な消費の喚起により地域経済の活性化を促進します。

② 豊かな自然に親しむスポーツを通じた観光振興

- ・ 本県の豊かな自然を生かしたサイクリング、カヌー、ラフティング、キャンプ等のアウトドアスポーツを推進し、本県の魅力をアピールします。
- ・ 地元市町村、経済団体等と連携し、スポーツ大会やイベント時の賞品、参加景品などを提供し、本県のブランド品、特産品のPRと消費の喚起を促します。

③ スポーツ大会やイベントを通じた民間企業等のPR

- ・ 各種スポーツ大会やイベント開催に対し、民間企業等による協力を積極的に働きかけるとともに、協力企業等のPRを実施し、企業活動の促進を図ります。
- ・ トップレベルの競技大会や大規模スポーツ大会等の機会を活用し、地域の魅力発信やにぎわいを創出します。

④ プロ・トップスポーツチームの活性化支援

- ・ 市町村と連携し、プロ・トップスポーツチームのホームタウンチーム化を進め、地域のファン層を拡大するほか、チームの積極的な魅力発信を通じ、多くの観戦客を呼び込みホームゲームでの盛り上げを図るなど、チームの活性化を支援します。

⑤ スポーツ関連産業への支援

- ・ スポーツ関連産業の成長産業化を図るため、プロ・トップスポーツチームや県内中小企業等の交流の場を構築するとともに、マッチングの機会を提供します。

⑥ 多彩なスポーツ大会やイベントを通じたスポーツ関連ビジネスのPR

- ・ 大会やイベント開催時に、スポーツ関連商品PRブースの設置等により、来場者へスポーツ関連ビジネスのPRを図ります。
- ・ スポーツ関連企業主催のスポーツイベント開催を促進します。

⑦ スポーツ施設を活用した地域経済の活性化

- ・ スポーツ施設の整備・活用を検討する際は、スポーツを通じた地域経済の活性化を目指します。

⑧ プロ・トップスポーツチーム等スポーツによる地域経済の活性化

- ・ 地元の市町村、経済団体等と連携し、プロ・トップスポーツチームを核とした地域での活動を支援することで、地域経済の活性化、地域振興を後押しします。(再掲)

第5章 計画の推進体制

スポーツ推進に係る様々な施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、県、市町村、学校、スポーツ団体、専門機関、プロ・トップスポーツチーム、報道各社、民間企業、県民等が各々の立場から主体的に取り組むとともに、互いに連携・協働しながら取組を展開していきます。

(1) 全庁的な推進体制

スポーツに係る幅広い分野の施策展開を進めていくために、全庁的な推進体制を構築し、関係各課と密接に連携、協働しながら計画を推進します。特に、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型地域スポーツクラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進します。

(2) 多様な主体との連携、協働

県民誰もがスポーツを楽しむ埼玉を実現し、生涯スポーツ、競技スポーツ、パラスポーツ、スポーツによる地域の活性化等を推進していくためには、県民はもとより計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠です。

市町村、学校や県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各競技団体、学校体育団体、県レクリエーション協会、埼玉県スポーツ推進委員協議会等のスポーツ団体、埼玉県医師会、日本スポーツ振興センター、国立スポーツ科学センター及び県内大学等の専門機関、県内に本拠地を置くプロ・トップスポーツチーム、報道各社、民間企業等との連携・協働が求められます。

(3) 計画の進行管理

計画に掲げた施策については、P D C A（PLAN [計画] →DO [実行] →CHECK [評価] →ACTION [見直し]）サイクルに基づき着実に進めていきます。計画の評価については、基本目標別に設定した指標（目標値）の達成状況や、各施策の進捗状況を踏まえ、埼玉県スポーツ推進審議会での審議等を通じて実施します。これらの取組を県民に公表することで、説明責任を果たし、より効果的なスポーツ関連施策の推進、スポーツの振興に取り組んでいきます。

資料編

埼玉県スポーツ推進計画における指標

| 目標1 彩なスポーツの機会創出～県民一人一人がスポーツの価値を享受～ | | | | | |
|------------------------------------|---|------------------|--------------------|--|---|
| No. | 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の定義・選定理由 | 目標値の根拠 |
| 1 | 【スポーツの現地観戦割合（実観戦率）】 過去1年間に県内で行われたスポーツ大会やスポーツの試合（プロ・アマを問わず）を実際に会場で観戦する機会があった県民の割合 （県政サポーターアンケート） | 15.5% （令和3年度） | 50.0%以上 （令和9年度） | ・スポーツ観戦の推進の成果を示す数値であることから、この指標を選定。 | 第2期計画の計画期間中のRWC 2019、東京2020大会等の国際大会のレガシーを次代に引き継ぎ、2人に1人程度への増加を目指して、この目標値を設定。 |
| 2 | 【スポーツに関するボランティアに参加した割合】 スポーツイベントやスポーツの指導への協力等、スポーツに関するボランティア活動を行っている県民の割合 （県政サポーターアンケート） | 5.1% （令和3年度） | 10.0%以上 （令和9年度） | ・スポーツボランティアを行っている状況を示す数値であることから、この指標を選定。 | 第2期計画の計画期間中のRWC 2019、東京2020大会等の国際大会のレガシーを次代に引き継ぎ、ボランティア活動などが活発化することを見込み、この目標値を設定。 |

| 目標2 すべての県民にスポーツを～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～ | | | | | |
|--|--|--------------------|--------------------|--|--|
| No. | 指 標 | 現状値 | 目標値 | 指標の定義・選定理由 | 目標値の根拠 |
| 4 | 【スポーツ実施率】 週に1回以上スポーツをする 成年の県民の割合 (埼玉県県政世論調査) | 56.2% (令和3年度) | 65.0%以上 (令和9年度) | ・ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動等を含めてスポーツを週1回以上行っていると回答した人の割合。 ・スポーツを「する」ことを推進する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。 | 本計画の上位計画である「埼玉県5か年計画」において、成年の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。 |
| 5 | 【子供のスポーツ意欲】 中学校卒業後も、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う県内中学2年生の割合 (スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」) | 81.8% (令和3年度) | 85.0%以上 (令和9年度) | ・子供の頃から、生涯にわたってスポーツを親しむ心を育てる成果を示す数値であることから、この指標を選定。 | 学校体育や地域・家庭での活動により子供の運動習慣を定着させることを目指して、この目標値を設定。 |
| 6 | 【パラスポーツの推進】 彩の国ふれあいピックの参加者数 | 3,522人 (平成29年度) | 4,500人 (令和9年度) | ・「彩の国ふれあいピック」は、パラスポーツの普及を図るとともに、障害者とパラスポーツに対する理解を深めるため、全県的な障害者スポーツ大会として開催している。春季大会(個人競技)及び球技大会(団体競技)は全国大会の予選を兼ねる競技志向の高い大会である。一方、秋季大会は、障害者のスポーツ参加のきっかけづくりのための大会で、三障害(身体・知的・精神)が一緒に参加できる競技や障害程度が重くても楽しめる競技を行うなど、共生の理念を具体化した大会である。 ・全県的な障害者スポーツ大会の開催により、一層のパラスポーツの普及を図るとともに、障害及び障害者に対する県民の理解を深めることが可能である。これらパラスポーツの推進の成果を示す数値であることからこの指標を選定。 | パラスポーツの振興、裾野拡大を通じ、各大会の参加者数を毎年度増加することを目指して、この目標値を設定。 |

| 目標3 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出～スポーツ王国埼玉の更なる発展への支援～ | | | | | |
|--|---|--|-------------------|--|---|
| No. | 指 標 | 現状値 | 目標値 | 指標の定義・選定理由 | 目標値の根拠 |
| 6 | 【アスリートの活躍（国内）】 国民体育大会（国民スポーツ大会）における男女総合成績（天皇杯） | 4位 （令和元年度） ※令和2年度、 令和3年度は大会中止 | 3位以上 （令和9年度） | ・国民体育大会（国民スポーツ大会）における男女総合成績（天皇杯）の順位。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。 | 第1期、第2期計画の計画期間中の順位は3位が2回、4位以下が2回であることから、常に3位以上を確保することを目指し、この目標値を設定。 |
| 7 | 【アスリートの活躍（国際）】 国際大会における8位以上の年間延べ入賞者数 | 166人 （令和3年度） | 500人以上 （令和9年度） | ・本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数。対象は国民体育大会（国民スポーツ大会）正式種目である41種目とする。 ・本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定。 | トップアスリートへの支援を通じ、第2期計画に引き続き、国際大会における本県ゆかりの選手の入賞者数500人以上を確保することを目指し、この目標値を設定。 |

| 目標4 社会におけるスポーツの力の発揮～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～ | | | | | |
|---|---|---------------|---------------|--|---|
| No. | 指 標 | 現状値 | 目標値 | 指標の定義・選定理由 | 目標値の根拠 |
| 8 | 【プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携】 プロ・トップスポーツチームやトップアスリートと県との連携事業数 | 42 （令和3年度） | 72 （令和9年度） | ・本県の貴重なスポーツ資源であるプロ・トップスポーツチーム、トップアスリートと連携して、スポーツの振興、チーム、アスリートの情報発信、地域の活性化、県の課題解決を図る示す数値であることからこの指標を選定。 | ・直近の実績を考慮し、プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとより一層の連携することを目指し、この目標値を設定。 |

スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するに、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3 略

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

平成18年12月26日
埼玉県条例第70号

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 県は、県民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識して、市町村、スポーツ関係団体（主としてスポーツに関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、事業者及び県民と協力して、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(スポーツに関する多様な活動の促進)

第3条 県は、スポーツを通じた地域の連帯感の醸成等が図られるよう、市町村と協力して、スポーツをすること、見ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えることを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの振興等)

第4条 県は、すべての県民が生涯にわたって、その体力、年齢、技術、関心等に応じてスポーツをすることができるよう、市町村及びスポーツ関係団体と協力して、その機会を提供するものとする。

2 県は、障害者の社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

3 県は、スポーツを通じた健康の維持増進及び高齢者等の介護予防に関し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(子どもの体力向上及び学校体育の振興)

第5条 県は、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、児童及び生徒の行うスポーツに関し、学校教育が果たすべき役割の重要性を踏まえ、市町村その他関係団体と協力して、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの競技力向上)

第6条 県は、スポーツの競技力の向上のため、スポーツ関係団体と協力して、講習会の開催その他指導者の育成及び資質の向上並びに選手の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備及び充実等)

第7条 県は、スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）の整備及び充実に努めなければならない。

2 県は、自ら保有する土地、施設等の管理に当たっては、その所在する地域のスポーツ振興のまちづくりに資するよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ施設の整備及び充実に当たっては、民間の資金、土地及び施設の活用に努めるものとする。

4 県は、前三項の規定により県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する措置についての指針を定めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

参考とした主な調査の概要一覧

1 埼玉県：令和4年度 県政世論調査

| 対象 | 対象者数 | 回収数 (回収率) | 調査方法 | 実施時期 | 抽出方法 |
|-----------------|--------|-------------------|---------------|--------|---------------------|
| 県内在住満18歳以上の男女個人 | 3,000人 | 2,524人 (50.5%) | 調査員による個別面接聴取法 | 令和4年7月 | 住民基本台帳による層化2段無作為抽出法 |

2 埼玉県：令和4年度県政サポーターアンケート（第204回簡易アンケート）

| 対象 | 対象者数 | 回収数 (回収率) | 調査方法 | 実施時期 | その他 |
|-------------|--------|-------------------|---------|--------|---|
| 県内在住県政サポーター | 2,909人 | 2,019人 (69.4%) | インターネット | 令和4年7月 | 事前に登録している「県政サポーター」を対象に県政の課題に係るアンケート調査の一環で実施 |

3 埼玉県スポーツ振興課：スポーツに関する県民意識・実態調査（令和3年度）

| 対象 | 回答者数 | 調査方法 | 実施時期 | 抽出方法 |
|-----------------------|---------|---------|--------|--|
| 県内在住満20歳以上の個人 | 4,491人 | インターネット | 令和3年9月 | インターネット調査会社モニターを対象に性別、年代別、地域別から抽出 |
| 県内在住の障害者本人 またはその家族 | 195人 | 質問紙調査 | 令和3年9月 | 県内で活動する障害者団体5団体※を選定し、団体に所属する個人を抽出 |
| | 300人 | インターネット | 令和4年1月 | インターネット調査会社モニターを対象に性別、年代別、地域別から抽出 |
| 児童生徒 | 小学校5年生 | 質問紙調査 | 令和3年9月 | 埼玉県内全公立学校について学校種別に地域バランスを配慮し無作為に抽出した学校の1学級 |
| | 中学校2年生 | | | |
| | 高等学校2年生 | | | |

※埼玉県身体障害者福祉協会（肢体）、埼玉県聴覚障害協会（聴覚）、埼玉県視覚障害者福祉協会（視覚）、埼玉県手をつなぐ育成会（知的）、埼玉県精神保健福祉協会（精神）

4 スポーツ庁：令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

| 対象 | 調査対象学校総数 | 参加学校数 (参加率) | 調査事項 | 実施時期 |
|--------|----------|--------------------|--|-----------|
| 小学校5年生 | 20,210校 | 19,725校 (97.6%) | ア 実技に関する調査 〈テスト項目〉 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、 50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等） | 令和3年4月～7月 |
| 中学校2年生 | 11,098校 | 10,575校 (95.3%) | | |

5 スポーツ庁：障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究

| 対象 | 回答者数 | 調査方法 | 実施時期 | その他 |
|---|--------|---------|---------|---|
| インターネット調査会社が保有するリサーチモニターのうち、以下に該当する者 ・障害児・者本人あるいは同居する家族で障害児・者がいる ・障害児がいる場合7歳以上である | 5,549人 | インターネット | 令和3年12月 | 兄弟、姉妹、第4子以降の子で障害児・者が複数いる場合は、それぞれ年齢が一番上の者についてのみ、回答を依頼した。 |

埼玉県スポーツ推進審議会委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

(令和4年10月1日現在・五十音順)

| | 所属・役職 | 氏名 |
|-----|--|--------|
| | 彩の国 SC ネットワーク・副理事長 | 相澤 和江 |
| 会長 | 埼玉大学・教授 | 有川 秀之 |
| | (株) テレビ埼玉・編成局編成部長 | 稲葉 恵美 |
| | 埼玉県健康スポーツ医会・理事 | 太田 万郷 |
| | 埼玉県学校体育協会・常任理事 | 上條 岳 |
| | 大東文化大学・准教授 | 工藤 保子 |
| 副会長 | 埼玉県スポーツ協会・専務理事 | 久保 正美 |
| | 埼玉県障害者スポーツ協会・副会長 | 重田 博 |
| | 埼玉県レクリエーション協会・フォークダンス連盟常任理事 | 白川 玲子 |
| | 埼玉県議会・総務県民生活委員会副委員長 | 杉田 茂実 |
| | スポーツキャリアアドバイザー、クラーク記念国際高等学校・スポーツ教育専攻講師 | 善福 真凧 |
| | ちふれ AS エルフェン埼玉・マーケティング事業部マネージャー | 竹内 佐智佳 |
| | 公募委員 | 竹末 愛瞳 |
| | 公募委員 | 増野 秀夫 |
| | 埼玉県都市教育長協議会・理事 (蕨市教育委員会教育長) | 松本 隆男 |
| | 埼玉県スポーツ推進委員協議会・会長 | 宮寺 敏雄 |

埼玉県スポーツ推進計画策定経過

| 年月日 | 審議会・委員会等 | 協議事項等 |
|---------------------------|---|---|
| 令和3年 9月～ 11月11日 | 県民意識・実態調査の実施 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和3年度第1回) | 「スポーツに関する県民意識・実態調査」 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について |
| 令和4年 3月28日 | 知事から埼玉県スポーツ推進審議会へ諮問 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和3年度第2回) | 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について |

| 年月日 | 審議会・委員会等 | 協議事項等 |
|---------------|---|----------------------|
| 令和4年 7月22日 | 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和4年度第1回) | 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について |
| 9月7日 | 埼玉県スポーツ推進審議会 (令和4年度第2回) | 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について |
| 10月1日 ～31日 | 埼玉県スポーツ推進計画 (案)に対する県民コメント 制度による意見募集 | 計画案について県民からの意見募集 |

次期「埼玉県スポーツ推進計画（案）」に対する御意見

| ページ | 御意見 |
|-----|-----|
| | |

御住所（法人等の場合は主たる事務所の所在地）※必須

〒

《県外在住の個人で御提出いただく場合の県内通勤・通学先市町村名： 》

お名前（法人等の場合はその名称及び代表者の氏名）※必須

募集期間：令和4年10月1日（土）～令和4年10月31日（月）【当日消印有効】

提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 県民生活部スポーツ振興課スポーツ連携・企画担当

E-mail a6940-03@pref.saitama.lg.jp FAX 048-830-4967

埼玉県県民生活部スポーツ振興課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail a6940-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-6945